

第4部 学校教育

第1章 各分野の教育

第1節 ふるさと教育

1 現 況

地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化芸術、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする「ふるさと教育」の取組を推進し、児童生徒のふるさとに対する誇りと愛着を育んでいる。

具体的には、地域の山野や河川、生息する動植物等の自然環境、歴史的な出来事や発展に尽くした先人等の歴史、伝承されている芸能や民話、風習等の文化、農林、水産、工業、伝統工芸等の地場産業、地域との積極的な関わりをつくる活動等、地域の特色ある題材が取り上げられていたり、県内施設等の様々な教育資源を適切に活用したり、地域住民との関わりを深めたりしながら、体験的、課題解決的な学習を実践している。

(1) 岐阜県ふるさと教育表彰

児童生徒が、地域に暮らす様々な人たちとの関わりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化芸術、産業等について学び、それを受け継ぎ、発展させるとともに、地域に積極的に関わろうとする意欲や態度を育む「ふるさと教育」の実践を表彰することを通して、ふるさとに対する誇りと愛着を一層高め、地域に根ざし地域の特色を生かした教育について普及・啓発を図る。

〔令和7年度実績〕応募校109校

・公立小・中・義務教育学校106校 ・県立高等学校 3校

【最優秀賞4校】

山県市立大桑小学校、美濃加茂市立山之上小学校、中津川市立神坂中学校
岐阜県立海津明誠高等学校

(2) 岐阜県ふるさと教育週間

県内全ての公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、地域にかかわる学習などの学校の取組を公開することにより、保護者や地域住民と園児、児童、生徒が一緒になって地域への誇りと愛着を育む教育の充実を図ると同時に、開かれた学校づくりを進める。

〔令和7年度実績〕

県内全ての公立幼稚園(33)、小学校(335)、中学校(168)、義務教育学校(8)、
高等学校(66)、特別支援学校(23)で実施

(3) ふるさと魅力体験事業

県内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の児童生徒がサラムンカホールにおいて芸術鑑賞すること及び岐阜県内の自然、歴史、文化芸術、産業等に関わる施設や名跡を訪れる体験学習を実施する。

〔令和7年度実績〕

小学校(33)、中学校(10)、義務教育学校(4)で実施

2 令和8年度の計画

(1) COREハイスクール事業

持続可能な地域創生の核（CORE）として、地域と連携した探究的な学びを推進する。（県立高等学校20校指定）

(2) 地域課題探究型学習推進事業

各県立高校において、文理横断的な視野で地域の課題解決に向け探究型の活動を実践。新たに分類した以下の類型により、事業を推進する。

「理数探究型」

…地域の教育資源等を活用して、主体的に課題を発見し解決を図る探究活動を中心とした理数教育を推進する。（県立高等学校7校指定）

「グローバル探究型」

…教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって身近な社会課題等について探究することを通して、様々な分野で活躍できるリーダーを育成する。（県立高等学校5校指定）

「地域課題探究型」

…自治体、高等教育機関、企業等との協働により、地域の課題や魅力を探究することで、主体的に課題を発見・解決を図る能力を有する人材を育成する。（県立高等学校11校指定）

「産業教育探究型」

…専門高校において、産業界等と連携し、地域資源等を活用した実践的、体験的な活動を通して、地域産業を担う人材を育成する。（県立高等学校20校指定）

(3) ふるさと魅力体験事業

県内の市町村（市町村が構成する組合を含む。以下同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校で実施。児童生徒の「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育むため、県内の自然、歴史、文化芸術、産業等に係る施設や名跡を訪れたり、サランカホールにおいて芸術鑑賞を行ったりする。

(4) スーパーハイスクールセッション（SSS）

県内すべての公立及び私立高等学校を対象に募集し参加希望した、意欲ある生徒が一堂に集まり、学校の枠を越えて、自発的で自由なアイデアを出し合いながら、新たな課題解決と提言をまとめる。

(5) 地域創生キャリアプランナー設置事業

地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。（県立高等学校19校指定）

(6) 岐阜県ふるさと教育表彰

学校における「ふるさと教育」の優れた実践を顕彰することで、県内各学校の「ふるさと教育」の更なる促進、「ふるさと学習」の質の向上を目指す。

表彰式：令和9年2月（各最優秀校において、賞状の授与予定）

(7) 岐阜県ふるさと教育週間

実施期間：11月1日～14日のうち、学校が設定した日に公開する。

実施校：全ての公立幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

第2節 キャリア教育

1 令和8年度の指導の重点

自己の能力・適正について理解を深め、将来の自己実現につなげるため、発達の段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の実践を推進している。なお、次の点について一層の充

実を図る必要がある。

○キャリア教育の視点に立ったカリキュラム・マネジメントの推進

- ・キャリア教育について全職員の理解を深め、基礎的・汎用的能力の実態から育成すべき能力等を重点化するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画及び年間指導計画を工夫改善する。（小・中・義務教育学校）
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択できるよう、一人一人が抱える課題に対して個別に対応した指導を行うカウンセリングと正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。（小・中・義務教育学校）

○小・中・高等学校を一貫したキャリア教育の推進

- ・「キャリア・パスポート」を用いた効果的なキャリア教育の実践事例を収集、周知し、働くことや将来の自己実現に係る考え方の積み重ねと振り返りを通して、自己の能力や適性等を考える指導の充実を図る。（小・中・義務教育学校・高等学校）
- ・専門学科及び総合学科体験講座「キャリア・チャレンジ Day」や「高等学校フェア」により、中学生が高等学校の学習の成果や学校の魅力について、高校生から学び、目的意識を持って進路選択ができるようにする。（小・中・義務教育学校、高等学校）

○地域の産業界や関係機関と連携したキャリア教育の充実

- ・小・中学校に対し、地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験活動や地域の企業人等から学ぶ職業講話の充実を図る。（小・中・義務教育学校）
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。（高等学校）
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。（高等学校）

2 令和7年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・令和7年度の独立行政法人教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」に岐阜県より5名が参加した。（中学校、特別支援学校、高等学校、岐阜市教育委員会）
- ・県教育委員会主催「キャリア教育基礎講座」を実施し、全校種（小・中・義・高・特）の教員を対象に、教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」受講者による研修報告及び実践発表、受講者間のディスカッションを実施した。
- ・県教育委員会主催「キャリア教育実践講座」を実施し、キャリアカウンセリングに関する理論及びキャリア・パスポートの活用等についての演習を行った。
- ・県教育委員会主催高等学校新任三主任研修、6年目研修及び常勤講師研修における進路指導研修として、各校において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・高等学校教育研究会進路指導部会総会を各校の進路指導主事を対象に書面で開催し、当面する諸問題、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての理解を深めた。

(2) 進路情報資料の作成配布

- ・中学生、保護者、中学校の教職員に岐阜県高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供した。

(3) 高等学校教育研究会進路指導部会においては、計画的・組織的で充実した進路指導の

在り方について研究協議を進めた。

3 令和8年度の計画

(1) 教員の研修

- ・令和8年度独立行政法人教職員支援機構主催「キャリア教育指導者養成研修」への推薦・派遣
- ・県教育委員会主催「キャリア教育基礎講座」及び「キャリア教育実践講座」の開講
- ・岐阜県高等学校教育研究会進路指導部会での所管事項説明、指導・助言

(2) 進路情報の提供

- ・中学生、保護者、中学校の教職員に岐阜県の高등학교についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。

(3) 高校生インターンシップ推進事業

- ・県立高等学校と地域の産業界が連携し、高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。

(4) 高校生と中学生が共に学ぶキャリア支援事業

- ・将来の社会的・職業的自立を図るため、中高の接続等に当たり、中学生に各高等学校の学びの特色や魅力、「高校での学びの先」について正しく理解させるとともに、目的意識を持った進路選択ができるよう支援する。

第3節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

海外の農業の実情や実践的经营を学び、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業後継者の育成を図ることを目的に、農業関係高等学校に在籍する生徒10名を7月から8月にかけて海外へ派遣し実習を行っている。（15日間、アメリカ、ブラジル、オランダへの派遣）

2 外国語指導助手（ALT）事業

令和2年度から外国語教育とグローバル化に対応した学校教育の振興のため、外国語指導助手（ALT）等を54名に拡充し、県立高校63校全ての学校でALTとのティームティーチングによる授業を実施している。英語の授業支援だけでなく、スピーチコンテストの指導、英語キャンプやオンライン英語クラブ等、授業外でも国際理解教育を推進した。

第4節 科学教育

1 現 況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。

(1) 理科実践講座（小・中・義）、理科教育講座（高）

小・中・義務教育学校及び高等学校の理科担当教員が、理科教育における教科の本質的な課題や今日的な課題についての研究を行い、高度な教材開発・指導力を身に付ける

講座である。期間は6月から1月までに3日間、総合教育センター（高は総合教育センター他）に集合して実施している。受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) その他の各種講座

小・中・義務教育学校・高等学校の理科及び算数・数学担当教員が、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることができるように、指標に基づいた内容の講座を複数開設している。また、自己課題に応じて希望者が受講できる講座も複数開設している。総合教育センター等に集合又はWeb会議システムを利用して実施している。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和7年度末における現有状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で令和7年度末における現有状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況（令和7年度）

学校種別	補助区分	9 条 分	
		理 科 設 備	算数・数学設備
小 学 校		41.4%	47.8%
中 学 校		39.0%	21.8%
高 等 学 校		11.5%	0.6%
特 別 支 援 学 校		2.0%	7.0%

2 令和8年度の計画

(1) 理科実践講座（小・中・義）、理科教育講座（高等学校）、科学教育シンポジウム

小・中・義務教育学校・高等学校の教員を対象に、高度な教材開発・指導力を身に付けることを目的とした「理科実践講座（小・中・義）」、「理科教育講座（高）」を、総合教育センター、県立高等学校に集合して実施する。また、これらの講座の成果を発表するとともに、講演や意見交換を通じて、科学教育の実践的な知見を深めることを目的とした「科学教育シンポジウム」を総合教育センターに集合して実施する。

(2) 各種講座

小・中・義務教育学校、高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に、学習指導要領や教科指導法等の理解を深めることを目的とした講座を、総合教育センター等に集合して実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、体験を主とした講座を、幼・小・中・義務教育学校、高等学校の一般教員を対象に県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

令和7年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。各学校の理科設備及び算数・数学設備については令和8年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく令和7年度国庫補助金交付状況

(単位:千円)

補助区分 学校種別	9 条 分		合 計
	理 科	算数・数学	
小 中 学 校	16,288	254	16,542
高 等 学 校	8,608	0	8,608
特 別 支 援 学 校	297	0	297
計	25,193	254	25,447

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる児童生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

主体的・対話的で深い学びを取り入れた授業デザイン

ウ 内 容

- ・小・中・高等学校代表者による実践発表
- ・今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・期日 令和9年1月27日(水) 場所 総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第53集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第70回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小学校及び中学校の児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展出品での入選作品を展示する。

- ・期日 令和8年10月17日(土)～10月18日(日)
- ・場所 総合教育センター

- (イ) 第70回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第53集の刊行
(令和9年2月上旬刊行予定)

第5節 産業教育

1 現 況

小学科の設置状況 令和8年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小学科名	学 校 数		大学 科名	小学科名	学 校 数	
		全日 制	定時 制			全日 制	定時 制
農業に関する学科 （11科）	生 産 科 学 科	2		工業に関する学科 （16科）	機 械 工 学 科	5	
	園 芸 科 学 科	5			自 動 車 工 学 科	1	
	動 物 科 学 科	3			航 空 機 械 工 学 科	1	
	流 通 科 学 科	1			電 子 機 械 工 学 科	5	
	食 品 科 学 科	6			電 気 工 学 科	7	
	生 物 工 学 科	1			電 子 工 学 科	3	
	園 芸 流 通 科	1			情 報 技 術 工 学 科	1	
	森 林 科 学 科	2			建 築 工 学 科	5	
	森 林 環 境 科 学 科	1			土 木 工 学 科	5	
	環 境 デ ザ イ ン 科	1			建 築 イン テ リ ア 工 学 科	1	
商業に関する学科 （5科）	環 境 科 学 科	4			設 備 シ ス テ ム 工 学 科	1	
					化 学 技 術 工 学 科	3	
	流 通 ビ ジ ネ ス 科	1			セ ラ ミ ッ ク 工 学 科	1	
	ビ ジ ネ ス 科	6	2		産 業 デ ザ イ ン 工 学 科	1	
	会 計 科	1			デ ザ イ ン 工 学 科	1	
	ビ ジ ネ ス 情 報 科	9			工 業 技 術 科		2
情報に関する学科 （1科）	グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス 科	1		生活産業に関する学科 （4科）			
					服 飾 デ ザ イ ン 科	1	
	情 報 科	1			食 物 科	1	
					福 祉 科	3	
					生 活 デ ザ イ ン 科	8	

2 令和8年度の計画

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分 \ 項目	事業費（千円）
産業教育振興設備整備費	165,984

(2) 指導事業等

- ・地域課題探究型学習推進事業（産業教育探究型）（県）

第6節 へき地教育

1 現 況

本県におけるへき地学校数は、小学校21校、中学校8校、義務教育学校2校であり、これへき地学校の数はこの数年、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 令和7年度の主な事業その他

(1) へき地・複式教育教員研修会

- ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研修、授業参観、研究協議、実践の交流を行い、へき地・複式教育そのものや少人数指導に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図った。

(2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、県内すべての市町村教育委員会、各小・中・義務教育学校に配布した。

3 令和8年度の計画

(1) 指導の重点

ア 「ふるさと教育」を核とした「カリキュラム・マネジメント」の推進

- 「ふるさと教育」を核とし、総合的な学習の時間と他教科等との関連を図ったカリキュラムを編成する。
- 地域の教育資源や人材等を有効に活用した体験活動を取り入れる。
- 小・中・義務教育学校の関連性や発展性、幼稚園等幼児教育施設、高等学校、特別支援学校等と連携を図った活動に取り組む。

イ ICT等を活用した「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けた授業改善

- 一人一人の特性や学習進度、学習到達度を把握し、個に応じたきめ細やかな指導・支援を工夫する。
- 仲間をはじめ、多様な他者と関わり、主体的に問題解決しようとする「協働的な学び」を実現する。

(2) 事業の概要

ア 教員の研修

- ・へき地・複式教育教員研修会、へき地教育に関わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象にした研修を、各教育事務所において実施する。
- ・令和8年度第75回全国へき地教育研究大会（岐阜県大会）を開催する。

イ 指導資料の作成

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、県内のすべての小学校・中学校・義務教育学校に配布する。

第7節 特別支援教育

1 現 況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校、義務教育学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中・義務教育学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

高等学校における通級の指導については、自校型他校型通級による指導とあわせ、各地域の拠点校を中心とした巡回型通級を実施し、支援体制を強化している。

市町村教育委員会を中核とした教育支援委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒にとって最も適切な就学先を総合的に判断している。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

2 令和8年度の計画

(1) 教育支援地区研究協議会

ア 目 的 障がいの教育相談・就学相談・就学事務等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進する。

イ 実施計画（教育事務所ごと）

岐阜	5月26日、9月24日	東濃	5月21日、9月11日
西濃	5月25日、9月18日	飛騨	5月27日、9月30日
美濃・可茂	5月13日、9月15日		

ウ 対 象

市町村教育委員会教育支援担当者等

(2) インクルーシブ教育システム構築事業

- ・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築する。
- ・主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場（人、場所、施設設備、行事等）を効果的に活用し、連続性かつ柔軟性のある学びのスタイルを構築する。

ア コア・スクールを核とした特別支援学校の専門性向上事業

各特別支援学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学校教員の専門性の向上を図るための全体的なシステムを構築

- イ 「交流籍」による交流及び共同学習推進事業
県内全特別支援学校小・中学部在籍児童生徒に交流籍を設け、ニーズに応じた「交流籍」による交流及び共同学習を推進
- ウ 高等学校・特別支援学校の交流及び共同学習推進事業
生徒のニーズに応じ、互いの教育資源を活用した共同学習を推進
- エ 学校間・地域交流推進事業
近隣の学校との交流や地域行事への参加等を通じた交流及び共同学習の充実
- (3) 特別支援教育ネットワーク強化事業
障がいのある子どもが自立し社会参加するため、重点的に支援が必要な事業を実施し、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。
- ア 地域連携ネットワークシステムの強化事業
県及び各地区に医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、特別支援学校を核とした地域の特別支援教育ネットワークの強化を図り、各市町村における関係機関の連携強化を推進する。
- イ 特別支援教育コーディネーター研修事業
県内の幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力の向上を図る。
- ウ 特別支援学校のセンター的機能の充実事業
特別支援学校全般において、特別支援学校が幼稚園・小・中・義務教育学校、高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、連携訪問機能の充実を図る。
- (4) 入院生徒等学習支援事業
入院または入院に伴う自宅療養する高等学校段階の生徒の学習機会を保障するため、遠隔授業を実施し、在籍学校、病院、長良特別支援学校（病弱コア・スクール）、県教育委員会等の関係機関が連携して、学習を継続するための支援を行う。
- (5) 発達障がい支援担当教員養成事業
発達障がいについて学びたい教員、発達障がいのある幼児児童生徒の支援を担当する教員及び、発達障がいを対象とする通級指導教室の担当に対し、発達障がい支援の経験に応じた研修を実施することにより、基本的な内容の習得及び専門性、実践的指導力の向上を図る。
- (6) 聴覚障がい支援充実事業
岐阜聾学校から遠距離にある飛騨及び東濃地域における聴覚障がいのある児童生徒への支援体制の充実を図るため、教職員を対象とした研修会、保護者を対象とした相談会、聴覚障がいに関する専門家の派遣を実施する。また、飛騨特別支援学校へ聴覚障がい支援専任教員を配置し、飛騨地域における聴覚障がい教育支援機能の強化を図る。
県立学校に在籍する聴覚障がいのある児童生徒に対して、音声情報を文字情報に変換するソフトを活用できる環境を整備し、学習支援の一助とする。
- (7) 視覚障がい児童生徒支援充実事業
岐阜盲学校における通級指導教室（弱視）では、岐阜県内の小・中・義務教育学校を対象に、弱視の児童生徒への指導の充実を図るため、通級指導教室担当教員による専門性を生かした支援を行う。
- (8) 高等学校特別支援教育支援員配置事業
発達障がいのある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学習及び生活支援を行うことにより、個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、個別支援を実施できる仕組みを作る。
- (9) 高校通級体制強化事業
発達障がい等のある生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うため、各地域の拠点校

を中心として、地域内すべての高等学校を対象に相談を行い、希望する生徒に巡回型通級を実施し、自校型・他校型通級による指導とあわせ、支援体制を強化する。

(10) 特別支援教育医療的ケアサポート事業

より高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、医療的ケア運営協議会を開催し、今年度の事業内容を中心に必要事項を協議する。あわせて、指導医の委嘱や看護師への研修・相談体制の充実により校内の医療的ケア実施体制を強化する。さらに、看護師派遣事業者等と連携した通学支援のモデル事業を通して、学習機会の保障と保護者等の負担軽減を図る。

(11) 医療的ケア児校外学習充実事業

校外学習等（日帰り、泊を伴う活動）に安全に参加できるよう医療的ケア実施体制を整備する。

(12) 特別支援学校就労支援総合推進事業

特別支援学校高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図る。

ア 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大

イ デュアルシステムの推進

校内作業学習と企業内作業学習（企業内実習）を２本柱として働く力を育成する。

(13) 就労支援コーディネーター設置事業

高等特別支援学校、高等特別支援学校機能を有する特別支援学校、要請に応じて高等学校の就労支援体制の充実を図るため、就労支援地域コーディネーターを配置する。

(14) 特別支援教育指導資料等の作成

「岐阜県の特別支援教育（令和８年度）」

第８節 定時制・通信制教育

１ 現 況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成８年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程を、平成１０年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程を単位制に改編し、現在は全ての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成１８年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は２校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来の勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近是不登校経験のある生徒、外国にルーツを持つ生徒など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの需要に応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

令和８年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。

区分		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	５校	２校	２校	－	９校
	市立	－	１校	－	１校	２校
通信制	県立	２校	－	－	－	２校

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校及び加茂高等学校の定時制課程との間で開始した。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校及び多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校の通信制課程と高山高等学校の定時制課程との間でそれぞれ行った。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校の通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修制によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行っていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施することになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、令和7年度は定時制課程では教科書購入費に約218千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約92千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。令和7年度は、修学奨励費貸与事業費9,744千円が、定時制課程53人、通信制課程3人に貸与された。

4 令和8年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

(2) 多様な学びを支援する教育体制の充実と「学びの再チャレンジ」の推進

多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供に努め、切れ目のない教育体制の充実と学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。

(3) 修学支援の推進

修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して、修学が困難な生徒に対する修学支援の推進を図る。

第9節 外国人児童生徒教育

1 現 況

県内の小・中・義務教育学校に外国人児童生徒は3,742人（令和7年5月1日現在）在籍しており、過去最高となった。また、その中で県内の小・中・義務教育学校に日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,323人在籍しており、このうち母語としてはフィリピン語、ポルトガル語で約7割を占め、次いで中国語が多くなっているが、ベトナム語やネパール語等も増え、多言語化している。（「R7日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科

学省))

外国人児童生徒の居住地域については、100名以上児童生徒が在籍している岐阜市、大垣市、瑞穂市、各務原市、関市、美濃加茂市、可児市、土岐市が集住地区である。他方で、日本語指導が必要な外国人児童生徒が4人以下と少数である公立小・中・義務教育学校は年々増加しており、散在傾向がみられる。

【令和7年度の主な事業】

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

計29名：小学校75校、中学校33校、義務教育学校3校、高等学校・特別支援学校28校
(計139校)

義務教育諸学校対応：13名（岐阜3名、西濃3名、美濃2名、可茂3名、東濃2名）
県立高特対応：16名

(2) 外国人児童生徒キャリア支援事業

外国人児童生徒の進学や就学が一層促進されるよう、指導体制や指導方法の工夫改善を図ることにより、日本語指導、教科指導等を充実させ、学力向上を総合的に推進するとともに、幼・小・中・高が連携した切れ目のない指導体制の構築及びキャリアガイドブック等の作成により、キャリア形成を支援した。

(3) 外国人児童生徒日本語初期指導支援事業

散在地域や小規模校において、日本語指導が必要な児童生徒を対象に、短期間の集中的なオンライン日本語初期指導が受けられる体制を整える。

外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議において、散在地域や小規模校における日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切に初期の日本語指導ができるよう、日本語初期指導のカリキュラムや学習教材を開発・提供する。

散在地域や小規模校における、新たに外国人児童生徒を受入れるための体制整備や、適切な日本語初期指導を支援するための受入れの手引きを作成する。

【外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議】

第1回：令和7年5月15日（木）	13:30-16:00	総合教育センター
第2回：令和7年6月26日（木）	10:00-16:00	総合教育センター
第3回：令和7年10月22日（水）	9:30-16:00	総合教育センター
第4回：令和8年1月26日（月）	13:30-16:00	総合教育センター

2 令和8年度の計画

(1) 外国人児童生徒適応指導員配置事業

令和2年度より、配置ルールの見直しを図り、派遣対象校を外国人児童生徒の在籍数が少ない散在地域の派遣を希望する学校とし、市町村教育委員会からの依頼に応じて市町村立学校に派遣する。また、適応指導員等を急な編入等により困難さを抱えている学校に速やかに派遣できる体制を整えた。

【令和8年度4月配置状況】

計29名：小学校65校、中学校21校、義務教育学校2校、高等学校・特別支援学校28校
(義務教育諸学校対応：13名)

- ・岐阜教育事務所 3名（ポルトガル語1、タガログ語1、中国語1）
- ・西濃教育事務所 3名（ポルトガル語2、タガログ語1）
- ・美濃教育事務所 2名（ポルトガル語1、タガログ語1）
- ・可茂教育事務所 3名（ポルトガル語2、タガログ語1）
- ・東濃教育事務所 2名（ポルトガル語0、タガログ語2）

(高等学校・特別支援学校16名)

- ・各務原高校 1名（中国語1）
- ・大垣工業高校（定時制） 1名（ポルトガル語1）
- ・加茂高校（定時制） 3名（ポルトガル語1、タガログ語2）
- ・東濃高等学校 5名（ポルトガル語2、タガログ語2、中国語1）
- ・土岐紅陵高校 1名（タガログ語1）
- ・華陽フロンティア高校 2名（タガログ語1、中国語1）
- ・可茂特別支援学校 3名（ポルトガル語1、タガログ語2）

※「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）」を活用

(2) 外国人児童生徒日本語初期指導支援事業

散在地域や小規模校において、日本語指導が必要な児童生徒を対象に、短期間の集中的なオンライン日本語初期指導が受けられる体制を整える。

外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議において、散在地域や小規模校における日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切に初期の日本語指導ができるよう、日本語初期指導のカリキュラムを開発・提供する。

散在地域や小規模校における、新たに外国人児童生徒を受入れるための体制整備や、適切な日本語初期指導を支援するための手引きを作成する。

【外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議】

- | | | |
|-------------------|-------------|----------|
| 第1回：令和8年5月14日（木） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |
| 第2回：令和8年6月25日（木） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |
| 第3回：令和8年10月23日（金） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |
| 第4回：令和9年1月25日（月） | 13:30-16:00 | 総合教育センター |

第10節 情報教育

1 現 況

教育の情報化は、「情報教育」、「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」の3つの側面を通じた教育の質の向上を目指し、児童生徒の情報活用能力の育成やICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実践、校務の効率化と負担軽減等を図るものである。

令和3年度までに学校間総合ネットを基盤として、情報ネットワークの高速化や校務支援システムの導入、各種デジタル教材、普通教室及び特別教室のICT環境、児童生徒1人1台タブレット端末のほか、県立学校においては普通教室及び特別教室のICT環境と学習支援ソフトの整備を行った。継続的に、教員のICT活用指導力の向上を目指した研修等に取り組んでおり、文科省の「教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のICT活用指導力は、全国平均を上回る水準を維持している。

2 令和8年度の計画

- (1) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応や教員のICT活用指導力の向上を目指した研修講座の実施

県内の全教員が文部科学省の「教員のICT活用指導力の基準（チェックリスト）」の全ての項目に「できる」又は「ややできる」と回答することができるよう、指導力の向上を目指した研修の充実を図る。

- ・各種学校において、DXによる社会変革に対応した教育活動が行えるよう、教員を対象とした研修講座を開設する。
- ・初任者及び基礎形成期（5年目まで）の教員を対象とし、ICTを活用した授業実践

等に関わる研修の充実を図る。

- ・情報モラルや情報セキュリティに関わる研修を継続的に実施する。
- ・ＩＣＴ活用担当者による校内研修を支援し、全教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。

(2) 学校間総合ネットの利活用

学校間総合ネットを各学校で安全に安心して利用するための情報セキュリティ対策を徹底しながら、児童生徒の学びの質の向上や校務処理の効率化を推進する。

- ・遠隔地の学校間交流や教員研修等でのテレビ会議システムやWeb会議システムの効果的な活用を推進する。
- ・普通教室や特別教室におけるＩＣＴ環境整備（ホワイトボード化・電子黒板機能付きプロジェクタ・無線アクセスポイント・１人１台タブレット端末等）を踏まえ、効果的にＩＣＴを活用した授業実践を推進するため、ＩＣＴ活用の研修の充実を図る。
- ・教科のホームページやe-Learning等のデジタル教材・コンテンツの整理・充実を図る。

第11節 道徳教育

1 現 況

本県の小・中・義務教育学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えている。特に、昭和56年度から道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内の全小・中・義務教育学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図ってきた。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度までの3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度まで及び第11期の平成23年度から平成25年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実に重点を置いた道徳教育の推進を図ってきた。第12期の平成26年度から平成28年度までは、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて日常生活や体験活動等との関連を図った意図的・計画的な道徳教育を推進してきた。

また、平成27年3月末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が一部改正され、小学校では平成29年度は「特別の教科 道徳」（小学校）の教科書採択、平成30年度は「特別の教科 道徳」（中学校）の教科書採択がなされ、小学校は平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から「特別の教科 道徳」が全面実施されている。

2 令和8年度指導に当たって

小・中・義務教育学校教育指導に当たっては、道徳教育の重点として、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進-「生命を尊重し、夢や希望を育む」「自己有用感を高める」-」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図る」と学習指導要領に規定されており、中学校までの道徳の学習等を通じて深めた道徳的諸価値についての理解を基に、各校が道徳教育を展

開するため指導・助言に努めている。

本年度は、「道德教育徹底指導事業」として、道德教育地域支援事業（道德教育パワーアップ実践事業）」や岐阜県道德教育振興会議を開催、教育事務所ごとの訪問指導等による指導・助言を通して、その充実を図る。

(1) 道德教育徹底指導事業

ア 道德教育パワーアップ実践校

道德教育を先進的に実践し、その成果を普及するために「道德教育パワーアップ実践校」を輪之内町立福東小学校、高山市立国府中学校に指定し、県全体で研究協議会を開催する。

イ 岐阜県道德教育振興会議の開催

地域ぐるみの豊かな心を育てる活動の推進として、家庭や地域における「心がつながるボランティア活動（1家庭1ボランティア運動）」を県民運動とし推進している。道德教育振興会議実践協力校として中津川市立第一中学校、可児高等学校を指定している。指定された学校は、県の教育課題や振興会議が設定する重点課題について、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育を、校長の方針のもと、全教職員が共通理解して、一体となって推進し、実践内容や成果について道德教育振興会議に報告する。

(2) 研究協議会（教育課程研究協議会）

学校における「特別の教科 道德」を要とした道德教育の充実を図り、学習指導要領の趣旨等の理解について周知・徹底を図っている。

(3) 訪問指導

教育事務所ごとに各地区の実情や要望に応じた訪問指導等を計画し、道德教育の充実と道德科の授業改善を図るため、指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道德部会は、本県の道德教育を推進する研究組織である。発足以来先進的な取組を進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第12節 学校図書館教育

1 現 況

(1) 令和7年度の状況

令和7年度は、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を生かす活動を充実させ、計画的・継続的に利活用するよう推進してきた。研修や図書館教育推進事業、学校訪問教育などの機会をとらえ、充実した言語活動の事例として読書活動との関連を意図した実践を紹介することで、国語科の「読むこと」の学習において、読んだことから自分の考えや意見を表現する言語活動を位置付けることが普及してきており、読書活動、言語活動の充実が図られている。様々な教科において、学校図書館を活用した学習の充実に向けて、年間図書館利用計画を作成して取り組んでいる。また、センター機能が充実するよう、図書館担当者の研修機会の確保について各市町村教育委員会の担当者にその実施を働きかけた。

(2) 令和7年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	岐阜市立則武小学校	優秀賞	岐阜市立陽南中学校
最優秀賞	岐阜市立岐阜中央中学校	優秀賞	羽島市立堀津小学校
最優秀賞	岐阜市立岐阜清流中学校	奨励賞	岐阜市立岩小学校
優秀賞	岐阜市立早田小学校	奨励賞	岐阜市立芥見小学校

<西濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	海津市立海津小学校	奨励賞	神戸町立神戸小学校
優秀賞	大垣市立赤坂小学校	奨励賞	安八町立名森小学校
優秀賞	養老町立池辺小学校	奨励賞	安八町立結小学校
優秀賞	関ヶ原町立関ヶ原小学校	奨励賞	池田町立八幡小学校
優秀賞	安八町立牧小学校	奨励賞	垂井町立不破中学校
奨励賞	養老町立養老小学校	奨励賞	安八町立登龍中学校
奨励賞	垂井町立宮代小学校	奨励賞	大垣市・安八郡安八町組合立東安中学校

<美濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	美濃市立中有知小学校	優良賞	関市立上之保小学校
優秀賞	関市立富岡小学校	優良賞	郡上市立八幡中学校
優秀賞	郡上市立八幡小学校	奨励賞	郡上市立川合小学校
		奨励賞	郡上市立口明方小学校

<可茂地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	美濃加茂市立下米田小学校	優秀賞	可児市立広見小学校
最優秀賞	八百津町立八百津中学校	優秀賞	白川町立黒川小学校
		優秀賞	坂祝町立坂祝中学校

<東濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
総合優秀賞	土岐市立妻木小学校	奨励賞	多治見市立小泉小学校
優秀賞	土岐市立駄知小学校	奨励賞	土岐市立西陵中学校
優秀賞	瑞浪市立瑞浪小学校	奨励賞	瑞浪市立日吉小学校
優秀賞	瑞浪市立明世小学校	奨励賞	恵那市立恵那西中学校
優秀賞	恵那市立恵那東中学校	奨励賞	中津川市立坂下小学校
優秀賞	恵那市立上矢作中学校	奨励賞	中津川市立第二中学校
優秀賞	中津川市立付知北小学校	努力賞	土岐市立駄知中学校
		努力賞	瑞浪市立瑞浪南中学校
		努力賞	中津川市立蛭川小学校

< 飛騨地区 >

賞	学 校 名
優秀賞	飛騨市立神岡小学校
優秀賞	下呂市立竹原小学校
奨励賞	下呂市立竹原中学校

2 令和8年度の指導の重点

令和7年3月に策定された「第5次岐阜県子どもの読書活動推進計画」の目標である、「生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもを目指した、豊かな心を育む読書活動の推進」を目指し、開かれた学びの場としての環境を整備し、学校図書館の機能を高めるとともに、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実し、豊かな人間性を育成する。

- (1) 本との出会いの提供
 - ・学校図書館担当事務職員（学校司書）の配置と研修の充実
 - ・必読書・推薦図書の設置
- (2) 楽しみながら進める読書の習慣化
 - ・読書習慣を身に付ける活動の充実
 - ・読書指導計画の見直し
- (3) 本から学ぶ力の育成
 - ・「学習センター」「情報センター」「読書センター」としての機能の充実
 - ・公立図書館の利用促進
- (4) 読書から生まれた自分の考えを表現する機会の提供
 - ・体験と読書を結びつけた表現活動の実施
 - ・自分の考えと読書を結びつけた対話活動
- (5) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進
 - ・多様な子どもたちの読書活動の支援
 - ・タブレット端末の活用

3 令和8年度の計画

- (1) 学校図書館教育優秀賞
地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。
(審査期間：令和8年9月から令和9年2月まで)

第13節 人権教育

1 現 況

- (1) 岐阜県人権教育基本方針(平成23年12月 5 日教育長決定・平成30年3月29日一部改訂)の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の継承
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進
- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和问题への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

- (2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気づき、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別の構造や歴史的経緯の理解

2 令和8年度の計画

- (1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進

ア 文部科学省指定

研究指定校事業：御嵩町立御嵩小学校

総合推進地域事業：多治見市立笠原中学校校区

イ 人権教育協議会研究協力校

瑞穂市立穂積小学校、瑞穂市立穂積中学校、県立各務原高等学校

- (2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）

ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業

イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業

ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業

エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業

オ 人権教育の学校研究に関する事業

- (3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において活用できる資料を作成する。

- (4) 研修会の充実

ア 人権教育幹部研修会

県内全ての小・中・義務教育学校の校長及び副校長、人権教育主任(教務主任)を対象とする。

- ・岐阜会場：5月13日(水)、5月27日(水)
- ・西濃会場：5月11日(月)、6月11日(木)
- ・美濃会場：5月12日(火)、5月19日(火)、5月20日(水)、5月21日(木)
- ・可茂会場：5月27日(水)、6月12日(金)
- ・東濃会場：5月19日(火)、6月10日(水)
- ・飛騨会場：5月29日(金)、6月23日(火)

イ 人権教育教員研修会

県内全ての小・中・義務教育学校から、各校1人以上が参加する。

- ・岐阜会場：10月1日(木)、10月26日(金)
- ・西濃会場：10月22日(木) ・美濃会場：11月17日(火)
- ・可茂会場：11月12日(木) ・東濃会場：10月14日(水)
- ・飛騨会場：10月15日(木)

ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会

- ・県内の全ての公立・私立の高等学校・特別支援学校から、前期は人権教育担当者、後期は数学の担当教諭が、それぞれに各校1名以上が参加する。
- ・令和8年度の実施日と会場

前 期(オンラインでの開催)	後 期(オンラインでの開催)
5月27日(水)	11月4日(水)

エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会

- ・県内全ての公立・私立の高等学校、特別支援学校から、各校1人以上が参加する。
- ・県内全ての公立・私立の高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。

オ 総合教育センター研修講座

総合教育センター研修講座に、人権教育の専門研修を位置付ける。

第14節 幼稚園教育

1 現 況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人格形成の基礎を養う重要な使命と任務を担っている。本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立33園、私立86園<令和7年5月1日現在>で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

2 令和8年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

ア 新規採用教員研修(園外研修)

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
幼稚園等 新規採用 教員研修 (幼・認)	公立及び私 立の幼稚園 等の新規採 用教員	85	園外 8 日 園内10日	5 月 20 日、6 月 15 日 7 月 15 日、11 月 26 日 (27 日) 2 月 3 日 ※地区別研修を除く	総合教育 センター等

イ 中堅教諭等資質向上研修 (幼・認)

事業の名称	対象	人数	期間	期 日	会 場
中堅教諭等 資質向上研 修 (幼・認)	教職経験が 満11年を経 過した幼稚 園等教員	7	園外 8 日 園内10日	6 月 3 日、8 月 26 日 10 月 7 日 (28 日) ※残り 5 日は自己課題に基 づく研修を管理職の指導 等のもと設定	総合教育 センター等

ウ 幼稚園教育課程研究協議会 (園長・教諭・保育士等)

期日・開催方法	内 容
7 月 31 日 (金) ※ W e b 会議 シ ステムにて配 信 ※ サテライト会 場にて視聴可	【目 的】 幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う諸課題に関する専門的な 講義や研究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実を図る。 【内 容】 全体会：講話及び説明 分科会：実践発表及び研究協議 【参加者】 ・公立幼稚園、認定こども園（保育所型を除く）の全教員（園長を含 む）の 3 分の 1 程度 ・希望する私立の幼稚園、認定こども園（保育所型を除く）の教員（園 長を含む） ・希望する保育行政担当者、保育所、認定こども園（保育所型）の保 育士（所長を含む）

(2) 幼児教育推進事業

岐阜県幼児教育推進会議

- ・「岐阜県幼児教育アクションプラン」の検証を進め、幼児教育における課題の解決を図るとともに、岐阜県幼児教育センターの設置に向けた検討委員会を開催し、県内の幼児教育水準の向上を図る。

第15節 生徒指導

1 現 況

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切に教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」という認識のもと、全教

職員が丸一となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的な生活習慣に関わる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況がみられる。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別的教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむチームとしての学校づくりに取り組む。また、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

2 施 策

＜小・中学校・義務教育学校＞

(1) 事業の推進

- ア 自殺未然防止・不登校児童生徒支援事業（ＳＯＳの出し方に関する教育）
- イ いじめ防止総合対策事業（いじめ防止対策事例演習会）
- ウ スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全160中学校区、全10義務教育学校）
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 県内6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名、暴力行為等防止支援員5名を配置する）
- オ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
- カ いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援事業（予防教育・予防研修、暴力行為等未然防止アドバイザー1名）

(2) 組織体制づくり

- ア 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当7名）
- イ 不登校対策指導主事の配置（地域担当生徒指導主事7名併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ア 生徒指導主事連絡協議会
- イ 中学校高等学校生徒指導連絡会
- ウ 小中新任生徒指導主事講座
- エ 教育相談実践研修会
- オ 総合教育センター講座
- カ スクールカウンセラー等連絡協議会
- キ 小中校生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議
- ク 岐阜県不登校児童生徒の社会的自立支援連携協議会（岐阜県学校・フリースクール等連携協議会）

＜高等学校・特別支援学校＞

(1) 事業の推進

- ア 自殺未然防止・不登校等児童生徒支援事業（ＳＯＳの出し方に関する教育）
- イ いじめ防止総合対策事業（いじめ防止対策事例演習会、学校いじめ対策チーム派遣、県いじめ防止等対策審議会設置、県立学校いじめ防止等対策組織運営）

- ウ スクールカウンセラー等活用事業（文部科学省補助事業 全 88 公立高等学校・特別支援学校）
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 県内 6 つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを、学校安全課にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2 名を配置する）
- オ スペシャリストサポート事業（未然対応・危機対応）
- カ いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援事業（予防教育・予防研修）
- (2) 組織体制づくり
 - ア 地域担当生徒指導主事の配置（高特担当 7 名）
 - イ 県立学校いじめ防止等対策組織の設置（全県立学校に弁護士・ＳＣ等を配置）
 - ウ いじめ防止等対策審議会の設置（条例に基づく県教育委員会の附属機関）
- (3) 連絡協議会、研修の実施
 - ア 県高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
 - イ 県高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
 - ウ 地区別高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
 - エ 地区別高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
 - オ 中学校高等学校生徒指導連絡会
 - カ 総合教育センター講座
 - キ スクールカウンセラー等連絡協議会
 - ク 小中学校生徒指導連携強化委員会兼家庭教育推進会議

第16節 教育相談

1 現 況

- (1) 目 的

幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。
- (2) 重 点
 - ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
 - イ 高等学校段階の不登校・ひきこもりの者を対象に将来の社会的自立に向けた支援
- (3) 相談の内容
 - ア 不登校に関する相談
 - イ いじめに関する相談
 - ウ 学校生活に関する相談
 - エ 家庭生活に関する相談
 - オ 特別支援教育に関する相談
 - カ 学校教育相談の在り方に関する相談
 - キ 進路に関する相談
 - ク その他教育全般に関する相談
- (4) 相談事業の概要
 - ア 来所相談
 - ・相談日時 月曜日～金曜日の 9：00～17：00（予約制）
 - イ 電話相談
 - ・子供ＳＯＳ 24 365日24時間対応
フリーダイヤル 0120-0-78310
 - ・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）
月曜日～金曜日の 9：30～16：15

ウ ICTを活用した相談

- ・LoGoフォームを用いて相談窓口を開設
- ・相談期間 令和8年5月及び8～9月、令和9年1月の年間3期実施予定

(5) 令和7年度の教育相談実施回数

	電話相談	面接相談
総合教育センター	1,190回	110回
教育事務所	210回	42回
計	1,400回	152回

- ・電話相談回数は増加した。主な相談は、学校生活に関する保護者からの相談であった。面接相談回数も、増加した。主な相談は、不登校に関する相談であった。

2 令和8年度の計画

(1) 校内教育支援センター

- ・学校や教室に居づらくなり落ち着かない時など、不登校の兆候がある早期段階において、学校内で安心して心を落ち着ける場所があり、個別の学習支援や相談支援を受ける体制を整備することで、生徒が早期に学習や進学への意欲を回復し、自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すための支援を行う。

(2) 岐阜県教育支援センター「G-プレイス」

- ・岐阜県内の高校生や中途退学者等、高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に、将来の社会的自立に向けた支援を行う。
- ・本人、保護者及び関係者に対して、相談者の状況に応じて、教育相談、心理相談、適応指導、学習支援、体験活動、進路相談等を行う。

(3) 教育相談連絡協議会

- ア 各教育相談業務専門職の関わる事例について、具体的な指導や連携の在り方等を検討し合うとともに、専門家からの指導、助言を通して、地域における教育相談業務を一層充実させる。

イ 年3回開催

(4) 教育相談実践研修会

- ア 児童生徒がかかえる学校適応上の諸問題を解決するための教育相談活動の一層の充実を図り、各学校及び各関係諸機関で教育相談業務に携わる教職員及び担当者、各種相談員の専門的知識・技能の習得と、資質の向上を目指す。

イ 大学教官や精神科医を招き、教育相談の今日的な課題に関する講演や演習を行う。

ウ 年1回開催

(5) 岐阜県不登校児童生徒の社会的自立支援連携協議会（学校・フリースクール等連携協議会）

- ア 学校等とフリースクール等との相互理解・連携協力に係る内容や方法、取組などを協議し、必要に応じて、不登校児童生徒支援の現状や課題について意見を伺い、各所属の好事例なども幅広く共有する機会とする。

イ 年3回開催

第17節 P T A 活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのための P T A 活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するための P T A の諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県 P T A 連合会活動の奨励

県内小中学校の P T A の発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校 P T A 連合会活動の奨励

県内高等学校及び特別支援学校（高等部）P T A で組織され、それぞれの単位 P T A の連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第18節 異学年集団による学び合い

1 現 況

(1) 目的

令和 8 年度から、児童生徒の自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション能力等の非認知能力、並びに、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等の認知能力の伸長を目的として、義務教育段階における異学年集団による学び合いに計画的に取り組む市町村教育委員会を支援している。本事業を通して、異学年集団による学び合いが子どもに与える影響を検証し、その成果と課題を整理した上で県内に広く共有する。

(2) 実施形態

- ・ 3 つ以上の異なる学年に属する児童生徒で構成された異年齢集団を編成する。
- ・ 国語、社会、算数・数学、理科、生活科、外国語活動・外国語（英語）から 1 教科以上を選択し実施する。
- ・ 年間 10 単位以上の学習活動を行う。
- ・ 効果検証を実施する。

具体的な授業の内容や指導方法については、各市町村・学校の実情に応じて工夫して実施している。

2 令和 8 年度の計画

【異学年集団による学び合いを実施する団体および推進校】

- ・ 岐阜市教育委員会（岐阜市立藍東学園）
- ・ 羽島郡二町教育委員会（笠松町立松枝小学校）
- ・ 北方町教育委員会（北方町立北学園・北方町立南学園）
- ・ 池田町教育委員会（池田町立温知小学校）

第2章 指導計画

第1節 令和8年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

<小・中・義務教育学校>

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の実業水準の向上を図る。

令和8年度 研究指定校及び指定市町村

主 催：「文」文部科学省 「ス」スポーツ庁 「国」国立教育政策研究所 「県」岐阜県
「団」諸団体
予 算：「委」委託事業 「支」支出委任事業 「補」補助事業
「執」県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業
指 定： ☆ 新規事業での新規指定 ○ 既存事業での新規指定
□ 既存事業での継続指定（指定最終年度も含む）

(1) 義務教育課

番	主催	年 度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	○R8	幼児教育の理解・発展推進事業 (中央協議会)	旅						
2	文	○R7～R8	人権教育研究指定校事業	委				御嵩小		
3	文	○R7～R9	人権教育総合推進地域事業	委					笠原小中	
4	県	☆R8	子ども主体の授業改善事業 (27名)	執	8名	4名	3名	3名	5名	4名
5	県	☆R8	ICTの効果的な活用事業 (12名)	執	1名	3名	3名	1名	2名	2名
6	県	□○R8	英語教育推進事業	執	竹鼻小 生津小 那加中 南学園	中川小	瀬尻小 郡南中	太田小	笠原小中	北小
7	文	○R8～R9	道徳教育の充実 道徳教育パワーアップ実践事業 (道徳教育地域支援事業)	委		輪之内町 福東小				高山市 国府中
8	県	□R7～R8	道徳教育振興会議実践協力校 (岐阜県道徳教育振興会議)	執					中津川・ 第一中	
9	県	□R8～R9	人権教育協議会研究協力校 (岐阜県人権教育協議会)	執	穂積小 穂積中					
10	県	○R8	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進 事業 (森林活用推進課)	執		養老・ 高田中		美濃加茂・ 三和小	恵那・ 明智小	

番	主催	年 度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
11	県	○R7～R9	金融経済教育研究校 (県金融広報委員会／県環境生活部 県民生活相談センター)	執		垂井・東 小(R7・R8) 上石津学 園(R8・R9)				
12	文	□○R8	地域と学校の連携・協働体制構築 事業・コミュニティ・スクール導入 促進、取組充実	補	羽島市				瑞浪市	
13	団	○R8	人権推進校 (岐阜県方法務局人権擁護課)	執	羽島・ 桑原学園	養老・ 高田中	郡上・ 北濃小	七宗・ 七宗中	多治見・ 池田小・ 中津川・ 蛭川中	高山・ 北稜中
14	県	□R6～R8	ふるさと魅力体験事業	委	早田小、芥 見小、三輪 北小、草薢 中、(羽)中 央中、那加 第三小、鶴 沼第二小、 蘇原第一 小、梅原小、 桜尾小、伊 自良北小、 伊自良中、 本田小、弾 正小、下羽 栗小、南学 園、北学園 (岐阜)西小、 笠松小、福 寿小、足近 小	北方小、清 水小、掛斐 川中	瀬尻小、倉 知小、南ヶ 丘小、富岡 小、富野小、 博愛小、武 儀小、上之 保小	伏見小、和 知小、東白 川小、土田 小	南姫小、脇 之島小、下 石小、恵那 北中、付知 北小、落合 中、阿木中	
15	県	☆R8～R10	異学年集団による学び合い支援 事業	補	藍東学園、 松枝小、北 学園、南学 園	温知小				

(2) 学校安全課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文	□R8 ～9	学校安全総合支援事業	委					恵那市	

(3) 体育健康課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	団	○R7 ～8	生きる力をはぐくむ歯・口の 健康づくり推進事業（日本学 校歯科医会）	委						国府小
2	団	□R7 ～8	学校歯科保健推進指定校 (岐阜県歯科医師会)	補				可児市 御嵩町		
3	団	○R8	岐阜県学校歯科保健研究大会 (岐阜県歯科医師会)	補				可児市 御嵩町		
4	団	○R8	岐阜県学校保健研究大会 (岐阜県学校保健会)	補		大垣市				
5	県団	○R8	栄養教諭を中核とした食育推 進指定校事業	執		神戸中 海津特支				

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
6	文	○R8	がん教育総合支援事業 がん教育推進指定校授業研修会 兼指導者講習会	委	鶴沼中 桜尾小 岐南中 穂積中 弾正小 北 方 南 学園 長良高	下宮小 神戸小 神戸・北小 神戸中 牧小 名森小 結小 登龍中 東安中 大野中 高田中 揖斐高	坂ヶ丘小 洞戸小	坂祝小 八百津中 白川中	池田小 南姫小 北陵中 妻木小 釜戸小 瑞浪南中 大井第二小 明智小 恵那北中	竹原小 下呂中 山之村小中 飛騨高山高
7	県	○R8	健康教育支援事業 〔いのちの授業講師派遣〕	執	蘇原中 巢南中 市岐商高 神岡町立遠	大垣・東中 養老東部中 大垣西高	美濃中	蘇南中 西可見中	瑞浪中 西陵中 土岐紅陵高	宮中 下呂中 飛騨高山高 益田清風高 飛騨特支

2 ふるさと魅力体験事業

(1) 目的

岐阜県が世界に誇る自然・歴史・文化芸術・産業等について体験的に学ぶため、児童生徒が県内施設や史跡を訪問する。また、県有施設であるサランカホールにおいて、一流の音楽に触れることで、児童生徒の感性を育む機会の充実を図る。

(2) 内容

- ・県内の自然、歴史、文化芸術、産業等に関する施設や史跡等を1か所以上訪れ、体験学習を実施する。
- ・サランカホールにおける文化公演（コンサート）に参加する。

※令和8年度は、6回の文化公演を予定。

3 教科学習新システム構築・運営事業

各小・中学校において1人1台端末及びネットワーク環境が整備される中、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの力を最大限に引き出す「個別最適化な学び」と「協働的な学び」を実現するために、教育データの効果的な利活用による学びの改革が求められている。本県では、平成29年度より県内の全公立小学校に、個のつまずきに応じて学び直しができる機能を有した「教科学習Webシステム」を導入し、学校での授業や家庭学習において利用が進んでいる。しかし、システム内に蓄積される学習履歴（スタディ・ログ）を十分に活用できていないという課題があった。そこで、平成31年度から3年間、国委託事業「学校における先端技術の活用に関する実証事業」に取り組み、「教科学習Webシステム」で生成されるスタディ・ログを分析し、授業改善や学習支援につながる情報をタイムリーに提供できるようにする等、新たなシステムの構築について実証を重ねてきた。本事業では、この国事業で得られた知見を生かし、各学校において、スタディ・ログ等を有効に活用し、全ての児童が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整して学び続け、学ぶ意義や楽しさを実感する授業改善を図るよう、引き続き教科学習新システムを運営していく。

＜高等学校＞

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 令和8年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパーサイエンスハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指定年度	研 究 主 題
恵 那 高 校	理数系教育	R6～R10	知的なときめきから探究へ、すべての生徒を科学的で自立した「探究イノベーター」として育成するために、「問い」の創出と探究を促すメタ思考の深化、協働的な探究、授業改善を促進して、課題研究を自走させる支援体制及び学校の枠を超えた普及体制を構築し、地域の理数教育の水準の向上を図る。

3 COREハイスクール事業

(1) 目的

持続可能な地域創生の核(CORE)として、地域と連携した探究的な学びを展開し、地域や学校の魅力を再発見し、地域の活性化に貢献できる人材を育成する。

(2) 指定校20校

各務原高等学校、山県高等学校、羽島高等学校、揖斐高等学校、池田高等学校、不破高等学校、海津明誠高等学校、郡上北高等学校、武義高等学校、関有知高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、瑞浪高等学校、土岐紅陵高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、益田清風高等学校、飛騨神岡高等学校、華陽フロンティア高等学校、東濃フロンティア高等学校

(3) 内容

- ・自治体・地元企業との連携による地元の特産品を素材とした商品開発
- ・地元小・中学生との交流事業
- ・地元企業・自治体等と連携した地域イベントへの参画
- ・デュアルシステムによる企業実習 等

4 地域課題探究型学習推進事業

(1) 事業目的

各県立高校において、文理横断的な視野で地域の課題解決に向け探究型の活動を実践。新たに分類した以下の類型により、事業を推進する。

「理数探究型」、「グローバル探究型」、「地域課題探究型」、「産業教育探究型」

(2) 「理数探究型」の概要

① 目的

現行の高等学校学習指導要領から設置されている新科目「理数探究基礎」及び「理数探究」が設定されたことを受けて、主体的・協働的に課題に取り組み、自ら学ぶことのできる生徒の育成を推進するための探究的な学習（課題発見・解決

型学習) のカリキュラムを研究・開発する。

② 研究指定校 (県立高等学校 7校)

岐阜高等学校、岐阜北高等学校、岐山高等学校、大垣北高等学校、
大垣東高等学校、多治見北高等学校、恵那高等学校

③ 内容

ア 探究的な学習 (課題発見・解決型学習) のカリキュラム開発

「総合的な探究の時間」や、「理数探究基礎」および「理数探究」等において、
数理・データサイエンス・A I等を適切に活用した指導方法の開発を目指す。

イ 研究成果を他者に伝える能力の育成

- 1 プレゼンテーションやディスカッション等の実施
- 2 学校内外でのポスター発表やステージ発表への参加
- 3 各種研究発表大会での発表等を実施

1～3により、研究の成果を適切かつ確に他者に伝える能力の育成を図る。

ウ 知的好奇心を刺激する教育環境の実現

大学等の高等教育機関、研究機関、企業等と連携・協力し、探究的な学習
を行うために必要となる充実した教育環境の実現を図る。

(3) 「グローバル探究型」の概要

① 目的

教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって身近な社会課題等について探
究することを通して、新たな社会的価値を創造する資質・能力の育成を図り、国
際的素養を備え、様々な分野で専門性を生かして活躍できるリーダーの育成を図
る。

② 研究指定校 (県立高等学校 5校)

長良高等学校、加納高等学校、関高等学校、可児高等学校、斐太高等学校

③ 内容

ア 探究の手法について学び、生徒自身が主体的に探究活動に取り組むことがで
きる能力を習得する。

イ 教科横断的な考え方やグローバルな視点を養うための取組を実施する。

ウ 実社会における課題を主体的に発見、研究し、課題解決のための提案や提言
を行う活動を実施する。

エ 探究活動の実施に当たっては、以下の点に留意して生徒を指導・支援する。

- ・教科横断的な考え方やグローバルな視点をもって探究活動に取り組む。
- ・情報の収集や分析に当たって、ビッグデータやA I (人工知能) 等の情報
技術を効果的に活用する。

オ 海外の学校、海外に展開する地域の企業、自治体等との連携・協働を推進す
る。

(4) 「地域課題探究型」の概要

① 目的

自治体、高等教育機関、企業等との協働により、地域の課題や魅力を探究するこ
とで、主体的に課題を発見・解決を図る能力を有する人材を育成する。

② 研究指定校 (県立高等学校 11校)

岐阜総合学園高等学校、羽島北高等学校、各務原西高等学校、
本巣松陽高等学校、大垣南高等学校、大垣西高等学校、郡上高等学校、
加茂高等学校、多治見高等学校、中津高等学校、吉城高等学校

③ 内容

ア 地域の魅力を知るとともに、地域課題を発見・把握する。

- イ 外部機関と連携・協働したワークショップ・フィールドワーク等、地域課題探究を進めるために必要な取組を実施する。
- ウ 情報技術の利活用によるデータの分析、論点の整理等、実践的な探究学習による課題の解決策の模索・提案を行う。
- エ 成果を発表する機会を設定し、成果を適切かつ的確に他者に伝える能力の育成を図る。

(5) 「産業教育探究型」の概要

① 目的

- ア 地域産業の動向や社会の変化に柔軟に対応できる専門的な知識及び技術を高めるとともに、実践力を備えた人材の育成を図る。
- イ 地域への愛着と誇りをもち、地域を支え、将来の担い手として活躍できる資質・能力を身に付けた専門的職業人の育成を図る。
- ウ 地域や企業等と連携し、地域資源を活用した探究的な学びを深化させ、持続可能な地域社会を創出する能力の育成を図る。

② 研究指定校（県立高等学校 20校）

岐阜城北高等学校、岐阜商業高等学校、岐南工業高等学校、岐阜各務野高等学校、岐阜農林高等学校、岐阜工業高等学校、大垣養老高等学校、大垣商業高等学校、大垣工業高等学校、大垣桜高等学校、加茂農林高等学校、東濃実業高等学校、可児工業高等学校、多治見工業高等学校、土岐商業高等学校、恵那農業高等学校、中津商業高等学校、中津川工業高等学校、飛騨高山高等学校、高山工業高等学校

③ 内容

- ア 地域の担い手育成協議会の設置及び運営
 - ・産業界等から委員（3名）を選出し、各校ごとに年2回の協議会を開催する
 - ・協議会は、各校の取組内容について、産業界等から助言を得る場とする
- イ 担当者会議及び生徒交流会の設置
 - ・教育委員会主催による担当者会議及び生徒交流会を開催し、指定校間において取組内容や状況等についての情報交換をする
 - ・指定校は、同地区内の中学校において一年間の研究の成果と課題についての発表及び報告をする

5 地域創生キャリアプランナー設置事業

(1) 目的

就職希望者に対する就職支援に加え、大学等卒業後の地元就職を含めた進路情報、地域や地元企業に関する地域課題を高校生へ提供することで、地域産業や企業等の理解を深めるキャリア教育の充実を図り、将来、地域創生の担い手となる人材の育成を目指す。

(2) 配置校 19校（内5校は拠点校）

山県高校、羽島高校、揖斐高校、池田高校、海津明誠高校、郡上北高校、東濃高校、加茂高校、八百津高校、瑞浪高校、恵那南高校、東濃フロンティア高校、坂下高校、吉城高校

<拠点校>

華陽フロンティア高校（定時制）、不破高校、関有知高校、土岐紅陵高校、飛騨神岡高校

(3) 内容（キャリアプランナーの職務）

- ・キャリア教育、就職指導に関する教職員へのノウハウの提供
 - ・地元企業の就職情報の収集及び生徒、保護者等への情報提供
 - ・外部機関とのコーディネート（企業訪問等による新規求人開拓業務含む。）
 - ・面接指導、マナー指導、相談等、生徒への就職指導全般
 - ・その他キャリア教育に関する講話等、校長がキャリア教育、就職指導において必要と認める業務
 - ・大学や専門高校卒業時に必要な資格等に関する情報収集及び高校への情報提供
 - ・大卒者・専門学校卒業者にに関する求人情報の情報収集及び高校への情報提供
 - ・地域、地元企業の声や課題等の情報収集及び探究的な学習活動等で取り上げる地域課題の高校への情報提供
- さらに、各地域の拠点校に配置されるキャリアプランナーは、以下の職務を加える。
- ・域内の配置校と地元企業が必要としている人物像等について情報共有を図り、各校でのキャリア教育を支援する。

6 県立高校遠隔授業推進等事業

(1) 目的・概要

教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる機会の提供を目的として、小規模校を中心に単位認定を行う遠隔授業を実施（令和7年度から）。

(2) 実施校

（配信センター）華陽フロンティア高等学校通信制課程

（受信校）海津明誠高等学校、郡上北高等学校、恵那南高等学校、飛騨神岡高等学校

第2節 訪問指導

＜幼稚園・小・中・義務教育学校＞

1 令和7年度の事業と実績

(1) 義務教育課指導主事

ア 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。

イ 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

ウ 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

エ 人権教育推進のための教員研修の充実と地域の実情把握

(2) 教育事務所指導主事

義務教育課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

2 令和8年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「小・中学校及び幼稚園教育指導の方針と重点」の具現を図る

とともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県教育水準の向上を図る。

義務教育課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下「教育支援課」という。）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導・助言又は援助を行う。また、各市町村教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

イ 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

ウ 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

義務教育課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

エ 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、義務教育課と教育支援課との分担は、ウに準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に市町村教育委員会及び当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の主体的な取組を推進するために、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡を取りあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所で決定する。

＜高等学校＞

1 令和7年度の事業と実績

(1) 高校教育課訪問

全日制・定時制・通信制の公立高等学校、公立特別支援学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法の改善、教科等の指導の充実に向けての支援を行った。

2 令和8年度の重点と具体策

(1) 高校教育課訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び教育活動の参観を通して実態を把握し、学校組織や運営の活性化、学校の抱える課題の解決、指定事業の充実、学習指導要領の趣旨を具現する教科指導の徹底等が図られるように指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、基本訪問、要請訪問を、公立特別支援学校を対象に、基本訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 基本訪問では、授業参観（研究授業等を含む）及び面談を通して、人事と指導の両面から人的情報を収集するとともに、指導方法等に課題や悩みを持つ教員や、先進的な取組をしている教員等への支援助言を行う。

(イ) 要請訪問では、学校からの要請に応じて、学校の抱える課題の解決等につながる支援・指導を重点的に行う。

第3節 教育課程講習会

1 小・中・義務教育学校

令和8年度教育課程研究協議会

ア 目的

学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

イ 主催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参加者

小学校、中学校及び義務教育学校とも各教育事務所管内に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・令和8年度については、各教育事務所より参集型で開催とする。
- ・令和8年度は、3か年計画の第3年次とする。
- ・開催日は、令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）の間で、各教育事務所間で調整の上、決定する。

- ・会場は、各教育事務所と市町村教育委員会で協議の上、確保する。
- ・部会を複数地区で合同開催する場合は、関係教育事務所間で調整の上、決定する。

オ 開催部会

<小学校>

- ・管理職部会、各教科・領域等の部会（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語・外国語活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び特別支援教育）

<中学校>

- ・管理職部会、各教科・領域等の部会（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び特別支援教育）

2 高等学校

(1) 令和7年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会

イ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の各教科担当者のうち、全教員の約4分の1が参加した。

ウ 期日・会場 8月20日（水）オンライン

エ 研究部会 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

オ 講 師 高校教育課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

(2) 令和8年度教育課程講習会の実施計画

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施。

ア 目 的 学習指導要領（平成30年3月告示）の内容の理解促進を図る。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 公立高等学校及び私立高等学校の教員等

エ 期日・会場 8月19日（水）オンライン

オ 研究部会 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業

カ 講 師 高校教育課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

3 特別支援学校

令和8年度特別支援学校教育課程研究協議会【集合型・オンライン併用による開催】

ア 目 的 特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 特別支援学校教員のうち約340人
 エ 期日・会場 7月29日（水） 可茂特別支援学校、羽島特別支援学校
 オ 講 師 特別支援教育課指導主事及び県教育委員会から依頼を受けた者。

第4節 年間研修計画

1 令和8年度幼稚園・小・中・義務教育学校研修事業の運営

(1) 義務教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	へき地・複式教育研修会	・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象とする。 ・各教育事務所の実情に応じた同数を実施する。	へき地・複式学校に初めて勤務する教員等	1日	教育事務所で定める
2	小 学 校 教育 課 程 研究 協 議 会	・3年計画で行う。 ・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。	岐阜県内の小学校及び義務教育学校に勤務する教員	半日又は1日	教育事務所で定める
3	中 学 校 教育 課 程 研究 協 議 会		岐阜県内の中学校及び義務教育学校に勤務する教員	半日又は1日	教育事務所で定める
4	幼稚園教育課程研究協議会	・公私立の幼稚園、認定こども園、保育所、各施設を所管する県市町村の行政担当者を対象とし、関係課で連携を図りながら、募集、運営、指導を進める。 ・午前中は全体会とし、行政説明と有識者による講話を位置付け、今日的な課題に係る周知を図る。午後からは地区別分科会とし、各地区の実態に即した協議を行う。	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士等	1日	Web会議システムにて配信 サテライト会場にて視聴可
5	教科書無償給与事務連絡会	・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。	市町村及び学校の担当者	半日	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
6	人 権 教 育 幹部研修会	・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高める人権教育推進の方途について徹底を図る。 ・小・中・義務教育学校の校長、副校長、教頭、人権教育主任等を対象とする。 ・人権教育教員研修会の参加者を除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。	該当者 (令和8年度 校長、副校 長対象)	半日	教育事務所で 定める
7	人 権 教 育 教員研修会	・「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚を身に付ける教育活動の在り方について理解を深め、教職員の資質能力の向上を図る。 ・各小・中・義務教育学校1名の参加を原則とする。(初任者、教務主任、人権教育主任を除く)。 ・本研修未受講者又は前回受講から5年以上経過している者を優先する。 ・学校長の判断で複数名の参加も可とする。 ・昨年度の参加者は除く。 ・各教育事務所において運営に当たる。	該当者 各校1名	半日	教育事務所で 定める

(2) 特別支援教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	教 育 支 援 地 区 研 究 協 議 会	・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学支援等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。	市町村の教育 支援担当者	半日を 2回	教育事務所で 定める
2	特 別 支 援 教 育 コ ー デ ィ ン ー タ ー 研 修 会	・発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	新任及び未受講の特別支援 教育コーディネーター (幼・小・中・ 義)	原則 半日を 2回	県で定める

(3) 学校安全課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
1	学 校 安 全 会 講 習 会	・生活安全、交通安全、防災教育等について、安全管理・安全教育及び管理職としての危機管理対応の内容について研修する。 ・今年度は、「危機管理マニュアルの見直し」をテーマに、各校の危機管理マニュアルを持ち寄り、内容の確認、点検の観点についての講習を実施する。 ・教育事務所ごとで実施する。	管内公立の幼稚園、小・中・義・高等学校及び特別支援学校の教頭又は安全教育担当者・市町村教育委員会担当者1名	0.5日	各教育事務所及びWeb
2	学 校 防 災 力 向 上 講 座	・災害時の対応についてのスキルアップを目指したHUG訓練やDIG訓練を行う。	学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員	各0.5日	総合教育センター
3	防 災 教 育 スペシャリスト 養 成 研 修	・危機管理マニュアルの見直し、気象台などの外部機関との連携、被災後の学校の再開に向けた取組等の事例に基づいた研修を4講座実施する。	・学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員 ・新任教頭の希望者	各0.5日	Web又は総合教育センター
4	情 報 モ ラ ル 指 導 者 養 成 講 座	・情報モラル教育を推進するための指導者の養成を行う。 ・最新の身近なネットトラブルを知り、情報モラル教育に関する講話を行うときに大切にすべきポイントを学び、講話の実践を通して指導者としての指導力を高める。	各地区において指導的立場として活躍が期待できる教員	1.5日	Web
5	小・中 学 校 新 任 生 徒 指 導 主 事 講 座	・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 ・各教育事務所にて運営に当たる。	新任生徒指導主事	半日	教育事務所でする
6	小・中 生 徒 指 導 主 事 連 絡 協 議 会 講 座	・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。	小中生徒指導主事	半日	教育事務所でする

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	小・中・高 生徒指導 連携強化 委員会	・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導連携体制の強化を図る。 ・幼・保の園長、小・中・義・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体（含PTA）の代表で構成する。 ・①「あったかい言葉かけ県民運動」②「居場所と絆づくり交流会」③「安心ネット啓発運動」①～③の順で配置。 ・各教育事務所において運営に当たる。	生徒指導 関係者	2 日	教育事務所で 定める

(4) 体育健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体力向上 マネジメント講習会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・以下の実施種目を行う。 岐阜：器械運動系 西濃：陸上運動系 美濃・可茂：表現運動系 東濃：ボール運動系 飛騨：体づくり運動系	体育主任、又はそれに準 ずる者（各校 1～2名）	2 日 注）内 1 日は自校 での伝達	教育事務所で 定める
2	中学校体力向上 マネジメント講習会	・美濃・可茂地区において、「ダンス」飛騨地区において、「体づくり運動」における指導内容の理解と実技による指導方法及び、保健分野における指導のための講習会を実施する。	各校体育担当 教員（1～2 名程度）	2 日 注）内 1 日は自校 での伝達	教育事務所で 定める
3	高等学校体育 実技指導者講習会及び体力 向上マネジメント講習会	・高等学校の保健体育担当教員に対して、学校体育実技「陸上競技」の指導方法ならびに体力向上マネジメント講習会を実施する。	高校体育担 当教員 （公立：各校 1名 私立：希望 者）	1 日	県で定める
4	武道指導者 講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に全国指導者研修会受講者による実技研修を実施する（剣道）。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び 高等学校の 保健体育担 当教員の希 望者	半日	OKBぎふ清 流アリーナ

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期 日	会 場
5	運 動 部 活 動 指導者研修会	・指定する3種目（トレーニング法・ソフトテニス・バドミントン【女子指導法】）について、指導経験の浅い教員や運動部活動指導員を対象に、効果的な指導方法を研修する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各半日	県で定める
6	学 校 保 健 講 習 会	・健康教育の現状と課題を踏まえた取組について研修する。 ・中央研修の内容について情報共有し、指導体制の改善を図る。	小・中・義務教育学校の養護教諭	半日	教育事務所 所で定める
7	市町村教育委員会 学校給食 担当者会	・国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 ・衛生管理の徹底等について研修する。	市町村教育委員会の学校給食担当者1～2名	半日	総合教育センター
8	栄養教諭・ 学校栄養 職員研修会	・給食管理・衛生管理の徹底を図る。 ・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の在り方について研修する。	栄養教諭及び学校栄養職員	1日	ミナモ ホール (岐阜市)

(5) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
1	幼 稚 園 等 新 規 採 用 教 員 研 修 (幼・認)	・教育公務員特例法第23条及び附則第5条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル〉を踏まえて実施する。 ・義務教育課に設置されている「幼稚園教育担当」や私学振興課、子育て支援課と連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・園内研修は、園長・研修指導員(公立)、園長等(私立)により行う。	公・私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員 (岐阜市含む)	園内 10日 園外 8日	勤務校 総合教育センター OKBぎふ清流アリーナ 岐阜県博物館 教育事務所が指定する場所等
2	初 任 者 研 修 (小・中・義)	・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・連携校研修は教育事務所が行う。 ・市町村教育委員会での研修に普通救命講習を位置付ける。また、2日間のうち、1日を「地域における豊かな社会性を育む研修」として位置付け、企業や公共施設等での体験的な研修とする。	初任者	校内 150時間 校外 14日以上	勤務校 総合教育センター 教育事務所・ 市町村教育委員会が指定する場所

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
3	新 規 採 用 養 護 教 諭 研 修	・校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。 ・校外研修は、教育センターで10日、教育事務所で1日行う。 ・配置校研修は、各教育事務所で設定し、実施する。	新規採用養護教諭 (岐阜市含む)	校内 60時間 校外 11日	勤務校 総合教育センター 教育事務所が 指定する場所
4	新 規 採 用 栄 養 教 諭 研 修	・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・配置校での研究授業の機会を食育推進の一環ととらえる。 ・校外研修は、総合教育センターで3日、現地校で2日、研究授業会場で1日行う。	新規採用栄養教諭	校内 13日 校外 6日	勤務校 総合教育センター 現地校研修会場 研究授業会場
5	基 礎 形 成 研 修 (小・中・義)	・管理職との面談を基に自己の課題を明確にした上で、必要な講座を選択し、受講することで教員としての基礎を固める。 ・2～3年目の2年間に、自己課題に応じた研修を、3講座以上、4～5年目の2年間に、2講座以上受講する。 ・校外研修は、センター研修の選択講座から、自己課題に応じた研修を選択して受講する。 ・校内研修は、研修の重点を明確にし、研究授業の公開や授業研究会等を実施する。	2年目～5年 目教員 ※初任研を修了した者で、令和8年4月1日で教職経験が満1年から満4年を経過した教員	校内 自己課題 による 校外 2～3年 目：3講 座以上 4～5 年目： 2講座 以上	勤務校 総合教育センター
6	6 年 目 研 修 (小・中・義)	・校内研修では、学習指導、生徒指導、経営・分掌に関する研修を行う。 ・校外研修は4日実施する。 ・総合教育センターで各種教育活動、メンター養成研修、教員のライフプランに関する研修等を実施する。 ・岐阜大学と連携し、教科教育に関わる研修を岐阜大学又は教育センターで実施する。 ・総合教育センターの選択講座から1講座以上受講する。	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 3日 校外 4日 (0.5日 ×2、 1日×2)	勤務校 岐阜大学 総合教育センター
7	6 年 目 研 修 (養護教諭)	・校内研修では、保健教育の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、1日は大学連携講座とし、主に健康相談にかかわる研修を実施する。	6年目養護教諭 ※教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭 (岐阜市含む)	校内 1日 校外 3日	勤務校 総合教育センター
8	6 年 目 研 修 (栄養教諭)	・校内研修では、指導案を作成して食に関する指導の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで	6年目栄養教諭 ※教職経験が満5年を経過	校内	勤務校 総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
		報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、総合教育センターでの全体研修を1日、大学連携として行う個別的な相談活動に関わる研修を1日実施する。残る1日は地区別の公開授業代表者による授業公開参観を実施する。	した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭(岐阜市含む)	1日 校外 3日	研究授業会場
9	中堅教諭 資 質 向 上 研 修 (幼・認)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・義務教育課の「幼稚園教育担当」や私学振興課、子育て支援課との連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員(岐阜市含む)	園内 10日 園外 8日	勤務園 総合教育センター 研究授業会場
10	中堅教諭等 資 質 向 上 研 修 (小・中・義)	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・「共通研修」2日間のうち、総合教育センターで中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修(外国人児童生徒への教育の推進、キャリア教育への推進等)を1日、教育事務所で教科等の専門性や実践力を向上させる研修を1日実施する。 ・校外研修のうち1日は、地域貢献活動を行う。 ・7～11年目に行う「選択研修」は、自己課題に応じて、県や市町村教育委員会(総合教育センター等)が主催する講座や、校種の異なる学校等を訪問して行う研修等を受講する。	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 18日 校外 7日 以上	勤務校 総合教育センター 教育事務所 が指定する 場所 選択研修会場
11	中堅教諭等 資 質 向 上 研 修 (養護教諭)	・校内研修を5日間行い、指導者は原則として、管理職とする。 ・校外研修の6日間のうち、3日間は全体研修(養護教諭の職務、保健室経営、学校組織マネジメント研修、中堅教員のライフプランに関する研修等)を行い、残る3日間は「自己課題に応じた研修(選択研修)」を行う。	12年目養護教諭 ※原則、教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭(岐阜市含む)	校内 5日 校外 6日	勤務校 総合教育センター 選択研修会場
12	中堅教諭等 資 質 向 上 研 修 (栄養教諭)	・校内研修を5日間行い、指導者は原則として、管理職とする。 ・校外研修6日間のうち、3日間は全体研修(学校給食管理等に係る研修、組織マネジメント研修、中堅職員のライフプランに関する研修)を行い、残る3日間は「自己課題に応じた研修(選択研修)」を行う。	12年目栄養教諭 ※原則、勤務経験が満11年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭(岐阜市含む)	校内 5日 校外 6日	勤務校 総合教育センター 選択研修会場

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
13	市町村立 小中学校等 事 務 職 員 1 年目研修	・職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「学校事務職員になるに当たって」「給与、服務、福利厚生に関する事務について」「小中学校等事務職員の職務と共同学校事務室等について」「学校事務職員の各種実践」「表計算ソフトによる給与事務等の処理について」「小中学校等事務職員のキャリアステージにおける育成指標について」等の内容を扱う。	1 年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外 3 日	総合教育センター
14	市町村立 小中学校等 事 務 職 員 3 年目研修	・職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員として使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「公務災害、給与、服務、福利厚生に関する事務について」「ICT 活用・情報管理について」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」等の内容を扱う。	3 年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外 1 日	総合教育センター
15	市町村立 小中学校等 事 務 職 員 5 年目研修	・職務に必要な知識と技能を習得するとともに、事務職員として使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ・「育成指標を基に自身の現在および未来のキャリアを描く」「共同学校事務室における役割・適正かつ効率的な学校事務について」「効果的な学校事務の実施に向けた担当業務の工夫改善について」等の内容を扱う。	5 年目市町村立小・中・義務教育・市立特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)	校外 1 日	総合教育センター
16	新 任 校 長 研 修 (小・中・義)	・岐阜県の実務行政上の基本的事項や校長の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「労務管理（ハラスメント防止含む）」「学校組織マネジメント（働き方改革を含む）」等の内容を扱う。 ・「危機管理（リスクマネジメント）」では、事例を基にしながら具体的な対応について法規を基に演習を行う。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。	新任校長 (岐阜市含む)	校外 2 日 オンライン 1 日	教育事務所 が指定する 場所 総合教育センター 勤務校
17	新 任 教 頭 研 修 (小・中・義)	・岐阜県の実務行政上の基本的事項や教頭の役割について理解を深めるとともに、校長を補佐し、校務を整理し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力の向上を図る。 ・「人材育成」「職場のメンタルヘルス」「学校の経理事務」「学校保健・学校安全と危機管理」「アンガーマネジメント（ハラスメント防止含む）」「特別支援教育」「労務管理」「コンプライアンス」「防災教育」等の内容を扱う。	新任教頭 (岐阜市含む)	校外 1.5 日 オンライン 1 日 選 択 講 座 1 ～ 2 講座	教育事務所 が指定する 場所 勤務校 総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
		・「学校経理事務」は義務教育課と、「メンタルヘルス」は外部講師との連携による講義を設定する。 ・「コンプライアンス」については、学校での諸問題について、事例を基にしながら演習を行う。			
18	新任主幹教諭研修 (小・中・義)	・主幹教諭の役割について理解を深めるとともに、生徒指導、へき地教育に関わる学校の課題に対して、校種や地域をまたいで組織的・機動的に問題を解決するなど、必要な資質・能力を育成する。 ・岐阜大学教職大学院との連携により開講する「スクールリーダー養成研修A」を受講する。	新任主幹教諭 (岐阜市含む)	校外 0.5日 オンライン 1.5日	総合教育センター 勤務校
19	研修主事研修 (小・中・義)	・教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修を通して学び合い文化の醸成を目指すために、日常的な校内での学びを活性化させるための資質・能力の育成を図る。	研修主事	(新任のみ) オンライン 0.5日 校外 0.5日	勤務校 教育事務所 が指定する 場所
20	新任指導教諭研修 (小・中・義)	・指導教諭の役割について理解を深めるとともに、特別支援教育、多文化共生についての幅広い知見を身に付け、指導教諭としての使命感を高めたり、地域の学校や校内に実践を広めたりするなど必要な資質・能力の向上を図る。	新任指導教諭 (岐阜市含む)	校外 1日 選択 1日	勤務校 総合教育センター
21	特別支援学級・言語通級指導教室新任担当教員研修 (小・中・義)	・オンライン研修は、午前にはオンデマンド配信による講義、午後は地区及び校種ごとに演習等を実施する。 ・岐阜県の特別支援教育、特別支援学級や通級指導教室における授業づくり、教育支援、交流及び共同学習、教育課程の編成、個別的教育支援計画(個別の指導計画を含む)の作成等、担当者として必要な基礎的な知識や技能の習得を目的とする。 ・校内研修では、指導案を作成し、在勤校において研究授業を実施する。校内研修終了後には、報告書を提出する。	小・中・義務教育学校の特別支援学級新任担当教員及び言語通級指導教室新任担当教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当教員	オンライン 3日 校内 1日 校外 1日	勤務校 教育事務所 が指定する 場所
22	新規常勤講師研修 (校内研修)	・新規常勤講師に対し、初任者研修の校内研修に準じた研修を実施し、教職員として必要な資質・能力を身に付け、実践できるようにする。 ・新規常勤講師研修を受講後、5年以内に岐阜県の小学校・中学校・義務教育学校で教諭として採用された場合は、初任者研修における校内研修を一部軽減し、校務に専念できる時間を確保する。	これまでに教職の経験(ほかの地方公共団体、他校種、私学を含む)がなく、当該年度内に本県の小学校・中学校・義務教育学校に新規採用された常勤講師	校内 30時間	勤務校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
23	養護助教論 研 修	・児童生徒理解や、保健室経営等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得することで実践的指導力を高める。	これまでに教職経験及び本講座の受講経験がない新規養護助教諭	オンライン 0.5日	勤務校
24	市町村立 小中学校等 事務職員 主任研修	・市町村立小中学校等事務職員の主任として、主体的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得するとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主任）に期待すること」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「カリキュラム・マネジメントについて」等の内容を扱う。	市町村立 小・中・義 務教育・市 立特別支援 学校事務職 員の新任主 任 (岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター
25	市町村立 小中学校等 事務職員 主査研修	・市町村立小中学校等事務職員の主査として、組織的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得するとともに、事務主査としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（主査）に期待すること」「学校事務職員としてめざす姿（共同学校事務室等のリーダーとして）」「教職員等中央研修（事務職員研修）参加報告及び質疑応答」「学校組織マネジメントについて」等の内容を扱う。	市町村立 小・中・義 務教育・市 立特別支援 学校事務職 員の新任主 査 (岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター
26	市町村立 小中学校等 事務職員 課長補佐 研 修	・市町村立小中学校等事務職員の課長補佐として、学校経営を適切に補佐するために必要な知識・技能を習得するとともに、課長補佐としての使命感の高揚を図る。 ・「事務職員（課長補佐）に期待すること」「岐阜県がめざす学校事務職員像について」「リソース・マネジメントとリーダーシップについて」「共同学校事務室等について」等の内容を扱う。	市町村立 小・中・義 務教育・市 立特別支援 学校事務職 員の新任課 長補佐 (岐阜市含む)	校外 1日	総合教育センター
27	ス ク ー ル リーダ－養 成 研 修	・岐阜大学教職大学院との協働により、教育法規や組織マネジメント、学校改革等にかかわる研修を実施し、将来の管理職としての資質向上を図る。 ・スクールリーダー養成研修A、B、Cでは次の内容を扱う。 A:教育法規、教育改革 等 B:学校評価、組織マネジメント 危機管理 等 C:カリキュラムマネジメント、 地域との連携・協働等	所属長が受講を認めた者 新任主幹教諭(小中義)及び新任3主任研修(高特)の 悉皆研修を兼ねる	オンライン 各1日	勤務校

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研修内容	期 間	会場地
4 6 10 1	生徒指導・ 教育相談 担当者会	市町教育委員会、関係 機関の生徒指導担当者 及び不登校対策担当者	岐阜地区内各学校の生 徒指導・教育相談、不 登校対策充実に向けて の支援の在り方につい て検討する	4月13日 6月19日 10月30日 1月28日	総合教育 センター
5 10	講師研修会	常勤講師で初任者研修 及び当研修の未受講者 (悉皆) すでに受講済みで、参 加を希望する常勤講師 (希望)	教職の基礎を固めるた め、児童生徒理解や学 習指導等に関する基礎 的な知識や技能を習得 することで実践的指導 力を高めるとともに、 教育公務員の使命感や 学校組織の一員として の自覚を高める	5月21日 5月29日 10月22日 10月28日 希望する 事務所指定 研修校公表会 開催日	総合教育 センター 事務所指定 研修校
5	へき地・複式 教育研修会 ※西濃地区と 共同開催	へき地・複式学校に初 めて勤務する教員(悉 皆) へき地教育及び少人数 指導について学びたい 教員(希望)	へき地・複式学校にお ける学校・学級経営並 びに学習指導、生徒指 導等について研究協議 を行い、指導力の向上 を図る	5月28日	山県市立 大桑小学校

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小・中・義務 教育学校 生徒指導主事 連絡協議会	小・中・義務教育学校 生徒指導主事、 主幹教諭全員	生徒指導主事としての任 務の理解と生徒指導上の 課題	5月28日	Web開催
5	小・中・義務教 育学校新任生 徒指導主事 講座	小・中・義務教育学校 の新任の生徒指導主 事 全 員	生徒指導主事の役割と生 徒指導上の問題への対応	5月28日	Web開催
5 10	小・中・義・高・ 特生徒指導連 携強化委員会	児童生徒の健全育成 に関わる関係者及び 団 体	校種間、関係機関等にお いて、生徒指導上の今日的 課題に対する適切な対応を 目指した連絡、連携の強化	5月13日 10月21日	Web開催 Web開催

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
4 6 10 12	講 師 研 修	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師	教職の基礎を固めるための、児童生徒理解や学習指導、教員の服務等	① 4月20日 ② 6月25日 ③ 10月28日 ④ 12月7日	①西濃総合庁舎 ②関ヶ原町立関ヶ原小学校 ③大垣市立興文中学校 ④西濃総合庁舎
5	へき地・複式教育研修会 ※岐阜地区と共同開催	へき地・複式学校に初めて勤務する教員（悉皆） へき地教育及び少人数指導について学びたい教員（希望）	へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、指導力の向上を図る。	5月28日	山県市立大桑小学校

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
4	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応	4月14日	中濃総合庁舎
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校の生徒指導主事全員	・生徒指導にかかわる状況と重点 ・児童虐待の理解と対応について ・生徒指導体制・教育相談体制の確立に向けて ・いじめ・不登校の未然防止の取組	5月8日 5月13日 5月15日	美濃市教育委員会 郡上市総合文化センター 関市役所
6	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員	・へき地・複式学校における学習指導、学級経営、生徒指導等の在り方	7月3日	郡上市立明宝小学校

◇可茂教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小中高特生徒指導連絡協議会	生徒指導主事、生徒指導担当主幹教諭、各教育委員会担当者	・校種の違い、本年度の状況を踏まえた生徒指導上の諸問題について	5月19日	Web開催

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5	小・中学校新任 生徒指導主事 講 座	小・中学校の新任生 徒指導主事	・生徒指導主事の職務、地 区における方針や取組 について	5月19日	Web開催
6	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する教 員及びへき地・複式 教育や少人数指導 等について学ぶ意 欲のある教員	・へき地・複式学校にお ける地域社会の実情（ふる さと教育等の特色ある 教育実践）、小規模・少人 数の特性を生かした教 育の在り方及び、へき 地・複式学校における学 習指導の在り方	6月24日	八百津町立 八百津東部中学校

◇東濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会場地
5 6 9	講 師 研 修	講師経験5年目ま での常勤講師及び 非常勤講師の希望 者	・教科指導、生徒指導、特別 支援教育等の講話 ・受講者のニーズに応じた 演習、グループ研修	5月14日 6月11日 9月18日	恵那総合庁舎
6 1	小 中 義 高 特 生徒指導連携 強化委員会	児童生徒の健全育 成に関わる関係者 及び団体	・校種間、関係機関等にお いて、生徒指導上の今日 的課題に対する適切な対 応を目指した連絡、連携 の強化	6月5日 1月26日	瑞浪市立 瑞浪中学校 恵那総合庁舎 及び各会場
11	へき地・複式 教育研修会	初めてへき地・複式 の小・中学校に勤務 する教員及び少人 数指導の在り方等 について学ぶ意欲 のある教員	・へき地・複式学校にお ける学校・学級経営、学習指 導ならびに生徒指導につ いて	11月13日	恵那市立 上矢作小学校 または 中津川市立 加子母中学校 (午前) 恵那総合庁舎 (午後)
4 10 3	主幹教諭及び 指導教諭 連絡会議	小・中・義務教育学 校主幹教諭及び指 導教諭、市教育委員 会生徒指導担当	・機能的な生徒指導、特別 支援教育等の連携の在り 方について協議 ・東濃管内の指導の充実に 向けた配置校、配置区等 における実践交流	4月13日 10月21日 3月10日	恵那総合庁舎 多治見市立 小泉中学校 恵那総合庁舎

◇飛驒教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 10	新規常勤講師 研 修	小・中学校及び義務 教育学校の新規採 用常勤講師及び希 望者	・児童生徒理解や学習指導 等に関する基礎的・基本 的な知識や技能について	4月21日 6月8日 10月21日	飛驒総合庁舎
6	へき地・複式 教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する者 及び希望者	・へき地・複式学校の特性 とそのよさを生かした学 級、学校経営について ・少人数授業のデメリット を解消する取組について	6月3日	飛驒市立 山之村小中学校
5	新任生徒指導 主事講座	小・中学校及び義務 教育学校の新任生 徒指導主事	・生徒指導主事としての職 務、いじめや不登校等の 未然防止、早期発見、早期 対応の在り方について	5月26日	Web開催
5	生徒指導主事 連絡協議会	小・中学校及び義務 教育学校の生徒指 導主事・主幹教諭	・生徒指導主事としての職 務の理解と管内における いじめや不登校の未然防 止に係る取組について ・自校の学校いじめ防止基 本方針の見直しのポイント について	5月26日	Web開催
5	主 幹 教 諭 ・ 指導教諭実践 交 流 会	小・中学校及び義務 教育学校の主幹教 諭・指導教諭	・主幹教諭・指導教諭の役 割についての研修 ・学校(校区)の課題に向け ての実践の計画や手立て の在り方について	5月22日	飛驒総合庁舎

2 令和8年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

高校教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高 等 学 校 ・ 特別支援学校人権 教育担当者連絡会	人権教育担当者	約120	1回	1月28日	オンライン開催
高等学校教育課程 講習会（各教科等）	各教科担当教員	約800	1回	8月19日	オンライン開催

特別支援教育課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特別支援教育コー ディネーター研修会	高・特の新任及び未受講 の特別支援教育コーディ ネーター	約80	半日を 2回	5月21日 10月23日	オンライン開催

体育健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特 別 支 援 学 校 給食調理従事者会議	栄養教諭・ 学校栄養職員・ 調理従事者	40	半 日	8月21日	揖斐特別支援学校
高等学校・特別支援 学校学校保健講習会	保健主事・養護教 諭	240	2 回	7 月 3 日 2 月 4 日	県庁 オンライン開催

教育研修課関係

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
1	初任者研修	・教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務」「発達障がい理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育」「コンプライアンス」「主権者教育」等の内容を扱う。 ・「初任者研修の手引き（指導者用）」内の実施要項や計画書を基に校内研修を実施する。	初任者	校内 150時間 校外 15日	総合教育センター 県立学校 勤務校
2	新規採用実 習助手研修	・実習助手としての基礎的・基本的な知識・技能を習得する。	新規採用 実習助手	オンライン 1 日 校外 3 日	勤務校 総合教育センター 県立学校
3	基礎形成研 修	・管理職との面談を基に自己の課題を明確にした上で、必要な講座を受講し、所属校での実践を通して教員としての基礎を固める。 ・校内研修は、2、3年目に年1回以上の研究授業と授業研究会を実施する。4、5年目は、メンターとして、若手教員と積極的に関わる。 ・校外研修は、2、3年目の2年間に、自己課題に応じた講座を3講座以上受講する。4、5年目は自己課題に応じた講座を自主的に選択し、受講する。 ・高特は2、3年目のみ	2 年 目 ～ 5 年 目 教 員 ※初任研 を修了し た者で、 令和8年 4月1日 で教職経 験が満1 年から満 4年を経 過した教 員	校内 2、3年 目は毎年 度1回以 上、研究 授業と授 業研究会 を実施 4、5年 目は、メ ンターと して若手 教員に関 わる 研修計画 による 校外 2、3年 目の2年 間に3講 座以上を 受講 4、5年 目は自主 的に受講	勤務校 総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
4	6 年 目 研 修	〈教諭〉 ・学校の中核教員として実践力の向上を図るため、学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識を基盤とした実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「生徒指導について（いじめ対応演習）」「適正な部活動の在り方」「メンタルヘルス」「教職員の使命と責任」「外国人児童生徒等への教育」「人権教育・主権者教育」の内容を扱う。 ・校外研修のうち1日は、教科教育又は特別支援教育に係る内容について、岐阜大学と連携して実施する。 ・高等学校の校外研修3日目は、初任者研修と合同のクロス研修を行う。 ・校内研修は、各種教育活動に係る研修を3日間実施する。	6 年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者。	オンライン 1 日 校外 高2日 特1日 校内 3 日	勤務校 総合教育センター 岐阜大学
		〈実習助手〉 ・日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・オンライン研修は、6 年目研修（教諭）と合同で実施する。 ・高等学校の校外研修は、県立学校又は総合教育センターで新規採用実習助手研修と合同のクロス研修を行う。 ・特別支援学校の校外研修は、県立学校で新規採用実習助手研修及び中堅教諭等資質向上研修（実習助手）と合同のクロス研修を行う。	6 年目 実習助手 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者。	オンライン 1 日 校外 1 日	勤務校 総合教育センター 県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
5	中堅教諭等 資質向上研 修	〈教諭〉 ・活力ある学校運営の実践力の向上を図るため、教育公務員特例法第24条に基づき、個々の能力、適性に応じた研修を通して、幅広い知見を習得するとともに、学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教員として、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力の向上を図る。 ・「生徒指導について（いじめ対応演習）」「教職員の服務（コンプライアンス）」等の内容を扱う。 ・校内研修は教科指導、生徒指導、経営・分掌に係る内容を行う。	12年目教員 ※教職教員経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者	オンライン 1日 校外 1日 地域貢献活動 1日 選択 4日以上 校内 18日	勤務校 総合教育センター
		〈実習助手〉 ・活力ある学校運営の実践力向上のため、今日的課題を踏まえ、中堅の実習助手として自覚を高めるとともに、専門的な知識、指導力の向上を図る。 ・オンライン研修は中堅教諭等資質向上研修受講（教諭）と合同で実施する。 ・高等学校は、県立学校で教科別研修を行う。 ・特別支援学校は、県立学校で新規採用実習助手研修、6年目実習助手と合同のクロス研修を行う。	12年目 実習助手 ※教職教員経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者	オンライン 1日 校外 1日	勤務校 県立学校
6	新任校長 研 修	・岐阜県における教育行政上の基本事項や校長の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「ハラスメント防止（労務管理含む）」「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント」「メンタルヘルス」「人事管理上の課題」等の内容を扱う。 ・講座の一部を小・中・義務教育学校の「新任校長研修」との合同で開催する。	新任校長	校外 3日 オンライン 1日	総合教育センター 勤務校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
7	新任副校長 研 修 (高等学校)	- 岐阜県における教育行政上の基本的事項や副校長の役割について理解を図るとともに、校長を助け、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 「働きやすい職場環境づくり」「副校長経験者の講話」を設定する。	新任副校長	校外 0.5日	総合教育センター
8	新 任 教 頭 研 修	- 岐阜県における教育行政上の基本的事項や教頭の役割について理解を深めるとともに、校長を補佐し、校務を整理し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力の向上を図る。 「人事管理上の課題」「アンガーマネジメント」「メンタルヘルス」「生徒指導上の諸課題」「部活動の在り方」「学校財務の運営管理」等の内容を扱う。 「令和の学校マネジメント」(情報収集)・(企画)のワークショップを実施する。	新任教頭	校外 4日 選択 1日	総合教育センター (勤務校)
9	新任部主事 研 修 (特別支援学校)	- 岐阜県における教育行政上の基本的事項や部主事の役割について理解を深めるとともに、学部組織を協働的に経営するため資質や能力の向上を図る。 - 労務管理、ハラスメント防止等に関する研修を行う。 - 実践交流においては、特別支援学校の部主事経験者を助言者とする。	新任部主事 ※当該年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	総合教育センター
10	新任3主任 研 修	3主任の役割や労務管理等に関する研修を行う。 - スクールリーダー養成研修A～Cのうち1講座を選択受講し、組織マネジメントやカリキュラムマネジメント、危機管理等に関する研修を通して、スクールリーダーとしての資質や能力の向上を図る。	新任教務主任、新任生徒指導主事、新任進路指導主事	オンライン 1.5日	勤務校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	日数等	会 場
11	研 修 主 事 研 修	・研修主事の役割について理解するとともに、教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修や日常的な校内での学びを活性化するための資質・能力の育成を図る。	研修主事	オンライン 0.5日 校外 1日	勤務校 総合教育センター
12	新規常勤講師研修 (養護助教諭を含む)	・本講座の受講経験がない常勤講師を対象に、教職の基礎を固めるため、生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを基盤とした実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「個人情報管理」「服務規律」等の内容を扱う。 ・(特別支援学校の希望者のみ) 県立特別支援学校での研修を実施する。	常勤講師 研修を未 受講の常 勤講師	オンライン 1日 校外 1日 + (特支) 希望者 1日 ----- 養護助教諭 校外 1日 オンライン 0.5日	勤務校 総合教育センター 県立特別支援学校 ----- 総合教育センター 勤務校
13	新規常勤講師 校内研修 (特別支援学校)	・特別支援学校の新規常勤講師に対し、初任者校内研修に準じた研修を実施し、教職員として必要な資質・能力を身に付け、実践的指導力の向上を図る。 ・新規常勤講師研修を受講後、5年以内に岐阜県の特別支援学校教諭として採用された場合は、初任者研修における校内研修を一部軽減することで、校務に専念できる時間を確保する。	これまでに、教職の経験がなく(他の地方公共団体、他校種、私学を含む)、当該年度内に本県の特別支援学校に新規採用された常勤講師又は前年度内に常勤講師として新規採用され、常勤講師研修を未実施で当該年度も引き続き常勤講師として任用された職員	校内 90時間	勤務校
14	特別支援学校採用教員研修・特別支援学校新任担当教員研修	・特別支援学校の教諭として必要な児童生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを基盤とした実践的指導力を高める。 ・(希望者のみ) 県立特別支援学校での研修を実施する。	初任者研修免除者(初任者研修受講済み) 新任特別支援学校担任(小中学校籍で特別支援学校新任担当教員研修未受講の者)	校外 3日 希望者 1日	総合教育センター 県立特別支援学校

第3章 令和8年度公立高等学校入学者選抜

1 日程

- 全日制・定時制
 - ・岐阜県立高等学校出願資格承認願締切 令和7年11月4日～12月19日
 - ・第一次選抜・連携型選拔出願期間 令和8年2月6日～2月12日
 - ・第一次選抜・連携型選拔出願変更期間 令和8年2月13日～2月17日
 - ・第一次選抜検査期日 令和8年3月4日（5日）
 - ・連携型選抜検査期日 令和8年3月4日（5日）
 - ・第一次選抜追検査期日 令和8年3月10日（11日）
 - ・第一次選抜・連携型選抜合格発表、第二次選抜募集人員発表 令和8年3月13日
 - ・第二次選拔出願期間 令和8年3月14日～3月16日
 - ・第二次選拔出願変更期日 令和8年3月17日
 - ・第二次選抜検査期日 令和8年3月19日
 - ・第二次選抜合格発表 令和8年3月24日
- 通信制
 - ・岐阜県立高等学校出願資格承認願締切 令和7年11月4日～12月19日
 - ・通信制前期選拔出願期間 令和8年2月6日～2月12日
 - ・通信制前期選拔出願変更期間 令和8年2月13日～2月17日
 - ・通信制前期選抜検査期日 令和8年3月4日又は5日
 - ・通信制前期選抜追検査期日 令和8年3月10日又は11日
 - ・通信制後期選抜募集人員発表 令和8年3月13日
 - ・通信制後期選拔出願期間 令和8年3月24日～3月25日
 - ・通信制後期選抜検査期日 令和8年3月26日
 - ・通信制後期選抜合格発表 令和8年3月27日

2 学力検査

第一次選抜・連携型選抜		第二次選抜	
3月4日（水）		3月19日（木）	
9：20～10：10	国語	9：20～9：50	国語
10：30～11：20	数学	10：05～10：35	数学
11：40～12：30	英語	10：50～11：20	英語
13：20～14：10	理科		
14：30～15：20	社会		

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載

(全日制)

(単位:人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	6,940	6,940	6,528	6,174	762	41	39	6,221
理数	県立	230	230	199	198	32	10	10	208
農業	県立	900	900	873	860	40	2	2	864
工業	県立	1,440	1,440	1,288	1,270	169	12	10	1,286
	市立	160	160	153	153	7	0	0	155
	計	1,600	1,600	1,441	1,423	176	12	10	1,441
商業	県立	1,340	1,340	1,296	1,229	111	4	4	1,242
	市立	280	280	237	237	43	3	3	240
	計	1,620	1,620	1,533	1,466	154	7	7	1,482
生活産業	県立	645	645	508	505	140	10	10	513
情報	県立	80	80	76	75	5	0	0	75
音楽	県立	40	40	14	14	26	0	0	16
美術	県立	40	40	38	39	1	0	0	40
総合	県立	830	830	792	760	68	2	1	768
総計	県立	12,485	12,485	11,612	11,124	1,354	81	76	11,233
	市立	440	440	390	390	50	3	3	395
	計	12,925	12,925	12,002	11,514	1,404	84	79	11,628

(注1) 出願者数には、「帰国生徒等に係る入学者の選抜」、「外国人生徒等に係る入学者の選抜」及び「県外募集実施校に係る入学者の選抜」を含めない。

(注2) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が6、合格者数が5で外数である。

(注3) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が10、合格者数が8で外数である。

(注4) 「県外募集実施校に係る入学者の選抜」は、受検者数が30、合格者数が30で外数である。

(注5) 第一次選抜・連携型選抜の合格者数及び第二次選抜募集人員は、令和8年3月13日時点での数値である。

(注6) 合格者総数は、第一次選抜、連携型選抜、帰国生徒選抜、外国人生徒選抜及び県外募集選抜における合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じた数である。

(定時制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	第一次選抜			第二次選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	460	460	257	248	212	13	10	257
職業	県立	160	160	50	50	110	3	3	53
	市立	120	120	27	26	94	0	0	26
	計	280	280	77	76	204	3	3	79
総計	県立	620	620	307	298	322	16	13	310
	市立	120	120	27	26	94	0	0	26
	計	740	740	334	324	416	16	13	336

(注1) 第一次選抜の合格者数及び第二次選抜募集人員は、令和8年3月13日時点での数値である。

(注2) 合格者総数は、第一次選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

(通信制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	通信制前期選抜			通信制後期選抜			合格者総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	320	320	132	130	190	9	9	137
総計	県立	320	320	132	130	190	9	9	137
	計	320	320	132	130	190	9	9	137

(注1) 通信制前期選抜の合格者数及び通信制後期選抜募集人員は、令和8年3月13日時点での数値である。

(注2) 合格者総数は、前期選抜の合格者数に後期選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

第4章 教科書の採択

1 令和9年度使用教科用図書の採択

○小・中学校用教科書について、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができる。

○特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならない。ただし、次項のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

○学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について、特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができる。その

際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。また、調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」を十分に活用し、教科書の採択に当たって、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。

- 高等学校用教科書については、各高等学校に設置された教科書選定委員会を選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。なお、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書選定委員会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 令和8年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
中 央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐 阜 県	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
岐 阜	501-6292	羽島市竹鼻町55	羽島市役所内	小 ・ 中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市立中央図書館内	小 ・ 中
山 県 分 館	501-2114	山県市佐賀588-2	高富中央公民館内	小 ・ 中
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稲里28-1	瑞穂市図書館内	小 ・ 中
本巣分館	501-0465	本巣市軽海424	本巣市図書館内（しんせいほんの森）	小 ・ 中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小 ・ 中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館（図書室）内	小 ・ 中
北方分館	501-0431	本巣郡北方町北方1857	北方町ホリモク生涯学習センター [※] 内	小 ・ 中
岐 阜 市	500-8076	岐阜市司町40-5	岐阜市立中央図書館内	小 ・ 中
岐阜市分館	501-3133	岐阜市芥見南山3-10-1	岐阜市教育研究所内	小・中・高
岐阜市第2分館	500-8521	岐阜市橋本町1-10-23	岐阜市立図書館分館内	小 ・ 中
西 濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
養老分館	503-1251	養老郡養老町石畑483-2	養老町民会館内	小 ・ 中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小 ・ 中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小 ・ 中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小 ・ 中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方27-9	揖斐川町立いびがわ図書館内	小 ・ 中
垂井分館	503-2121	不破郡垂井町2443-1	タレイピアセンター内	小 ・ 中
美 濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
関 分 館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高
美濃分館	501-3701	美濃市1571-2	美濃市図書館内	小 ・ 中
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市図書館分館内	小 ・ 中
可 茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特

美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小 ・ 中
可児分館	509-0214	可児市広見1-5	可児市教育研究所内	小 ・ 中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小 ・ 中
御嵩分館	505-0192	可児郡御嵩町御嵩1239-1	御嵩町教育委員会内	小 ・ 中
東 濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8787	多治見市音羽町1-233	多治見市教育研究所内	小・中・特
中津川分館	508-0038	中津川市新町2-34	ひと・まちテラス1階	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育委員会事務局内	小・中・特
恵那分館	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101	土岐市教育研究所内	小・中・特
飛 驒	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛驒教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小 ・ 中
高山第2分館	506-0838	高山市馬場町2-115	高山市図書館「煥章館」内	小 ・ 中
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	はぎわら図書館内	小 ・ 中
飛驒分館	509-4292	飛驒市古川町本町2-22	飛驒市図書館内	小 ・ 中
飛驒第2分館	506-1111	飛驒市神岡町東町378	飛驒市神岡図書館内	小 ・ 中
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川郷学園内	小 ・ 中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 令和8年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県教育委員会のホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

（小中）<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/16597.html>

（高特）<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/452513.html>

○ 小・中学校：令和8年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	岐阜市	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 驒
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	光 村	光 村	光 村	光 村	東 書	光 村	光 村
社 会	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
算 数	東 書	大日本	大日本	大日本	大日本	東 書	大日本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	啓林館	東 書	東 書
生 活	東 書	啓林館	啓林館	東 書	東 書	東 書	東 書

音 楽	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
図画工作	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
家 庭	開隆堂	東 書	東 書	開隆堂	東 書	開隆堂	東 書
保 健	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
英 語	開隆堂	東 書	東 書	光 村	東 書	東 書	啓林館
道 徳	光 村	東 書	光 村	日 文	日 文	光 村	光 文

○ 中学校：令和8年度使用教科書一覧

種 目		岐阜	岐阜市	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
国 語		光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写		東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	光 村	光 村
社 会	地 理 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	帝 国	東 書
	歴 史 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	帝 国	東 書
	公 民 的 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図		帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
数 学		東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
理 科		東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 楽	一 般	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
	器 楽 合 奏	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
美 術		日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
保 健 体 育		東 書	学 研	東 書	東 書	大修館	東 書	東 書
家 庭 技 術	技 術 分 野	東 書	東 書	東 書	開隆堂	東 書	東 書	東 書
	家 庭 分 野	東 書	東 書	東 書	開隆堂	東 書	東 書	東 書
英 語		東 書	東 書	東 書	三省堂	東 書	東 書	東 書
道 徳		光 村	日 文	東 書	日 文	光 村	東 書	学 研

○ 高等学校

県立高等学校は、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

○ 特別支援学校

県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。

◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）

国語…85冊 生活・社会…41冊 算数・数学…42冊 生活・理科…29冊
 生活・保健…25冊 生活・職業…31冊 外国語（英語）…12冊 音楽…23冊
 図工・美術…50冊 道徳…15冊

◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

国語…6種 社会…5種 算数・数学…4種
 理科…3種 英語…2種 音楽…2種
 道徳…2種 生活…1種 職業・家庭…1種